

電波政策について(第2回)

～電波利用料制度、特定基地局開設料制度等について～

2 0 2 1 年 1 1 月
総 合 通 信 基 盤 局
電 波 部

1. 電波利用料制度
2. 特定基地局開設料制度
3. 新たな携帯電話用周波数の割当方式の検討

1. 電波利用料制度

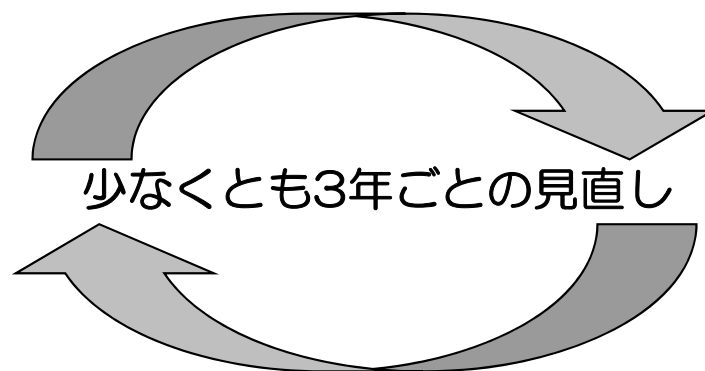
電波利用料制度

- **電波利用料**は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人等に公平に分担していただく（いわゆる**電波利用の共益費用**として負担を求める）もの。
- 電波利用料制度は、法律により、少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは当該検討の結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。
（電波利用料額を見直す場合には、その期間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして算定。）
- 電波利用共益事務の内容（電波利用料の**使途**）は電波法第103条の2第4項に具体的に**限定列挙**。

主な使途

- ・電波監視の実施
- ・総合無線局監理システムの構築・運用
- ・電波資源拡大のための研究開発等
- ・電波の安全性調査
- ・携帯電話等エリア整備事業
- ・電波遮へい対策事業
- ・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備 等

電波の適正な利用の確保 （電波利用共益事務）



電波利用料の支払 （免許人による費用負担）

主な無線局免許人

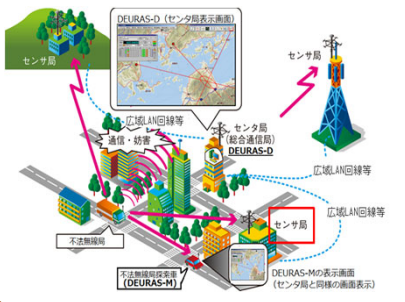
- ・携帯電話等事業者
- ・放送事業者
- ・衛星通信事業者
- ・アマチュア無線

等

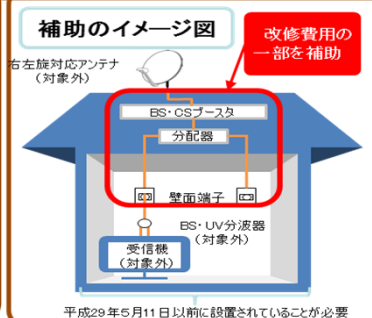
令和3年度の電波利用料の主な用途

総額730.4億円
(令和3年度当初予算)

電波監視の実施 79.4億円



衛星放送用受信環境整備 10.9億円



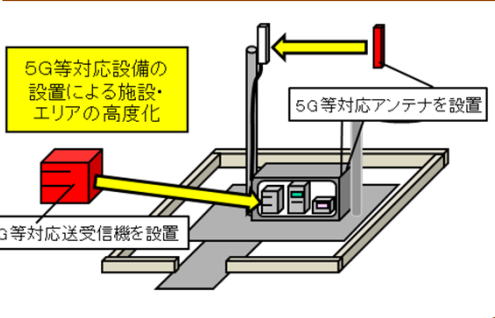
公衆無線LAN環境整備支援 9.0億円



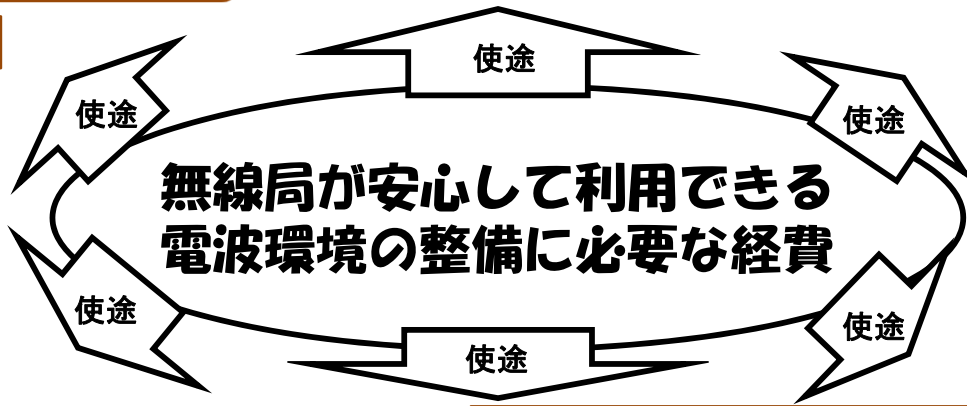
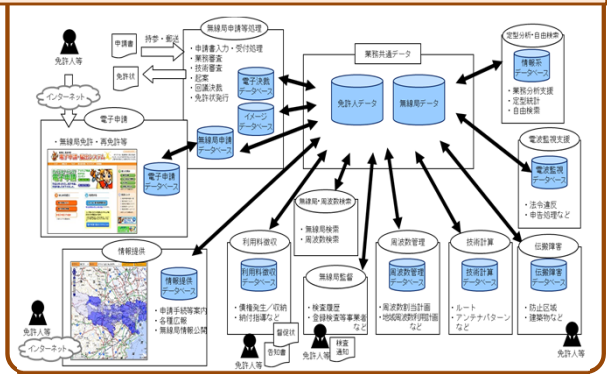
電波遮へい対策事業 23.6億円



携帯電話等エリア整備支援 15.1億円



総合無線局監視システムの構築・運用 98.9億円



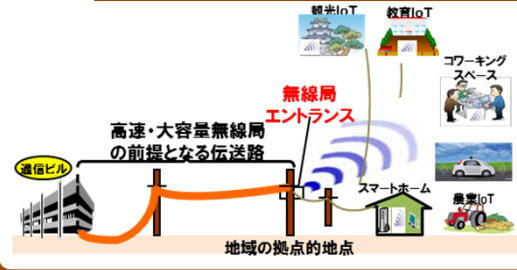
仮想空間における電波模擬システム技術の高度化 35.0億円



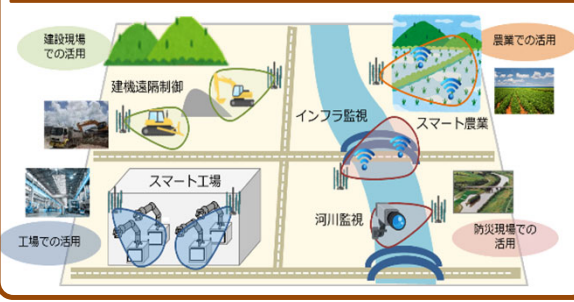
国際標準化/国際展開 42.0億円



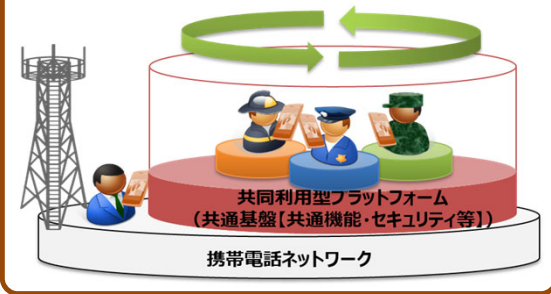
高度無線環境整備推進事業 36.8億円



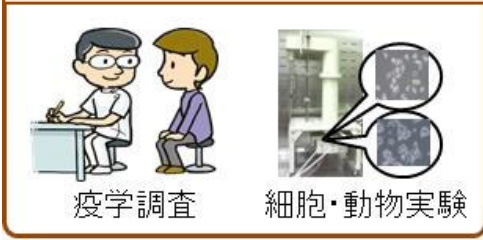
ローカル 5G等の実現に向けた開発実証 50.0億円



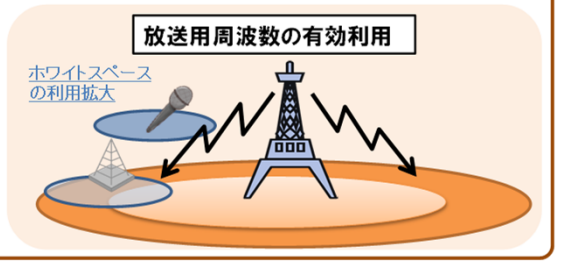
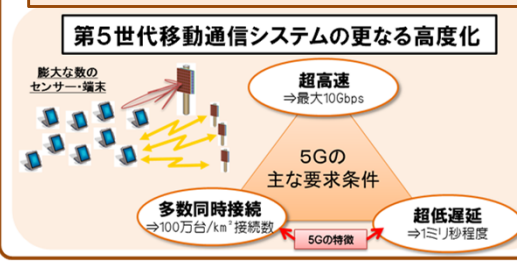
公共安全LTEの実現に向けた技術的検討 18.0億円



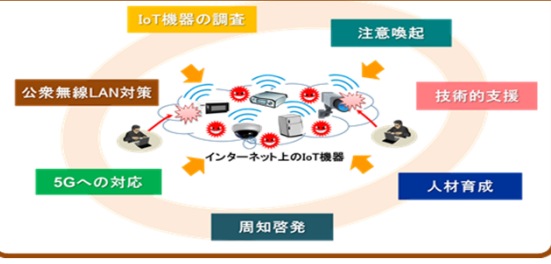
電波の安全性に関する調査 12.9億円



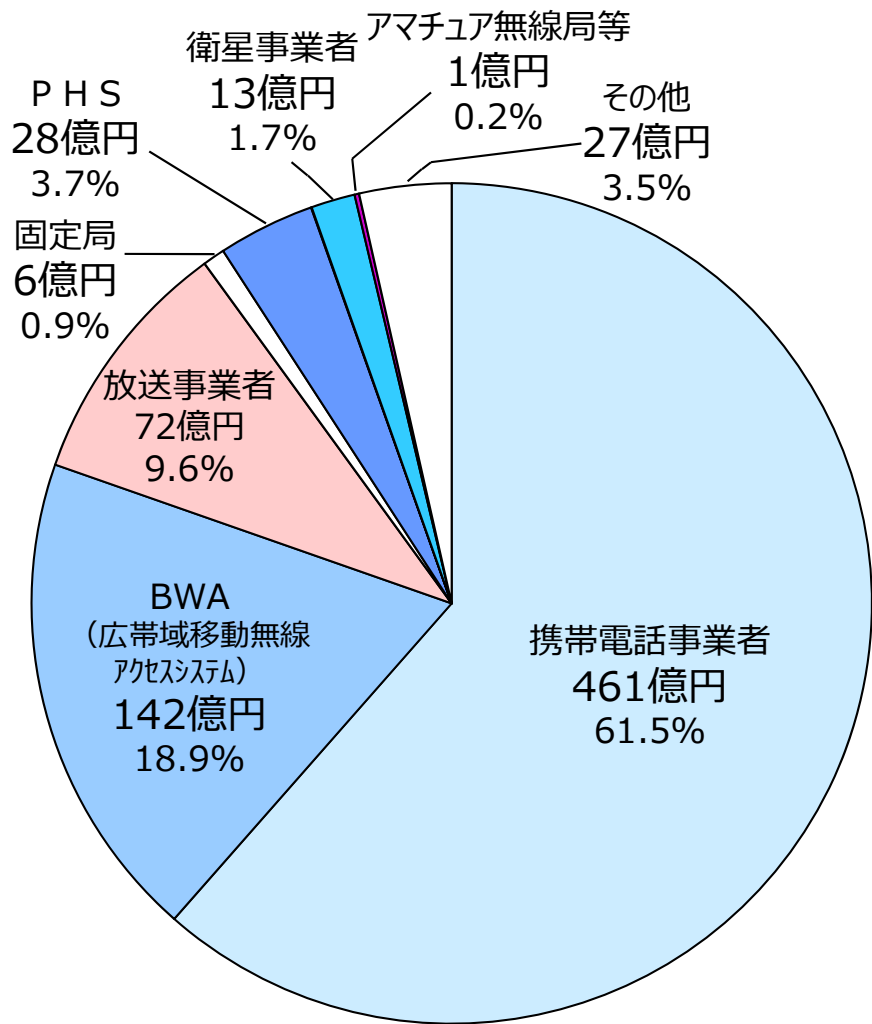
研究開発/技術試験事務 202.3億円



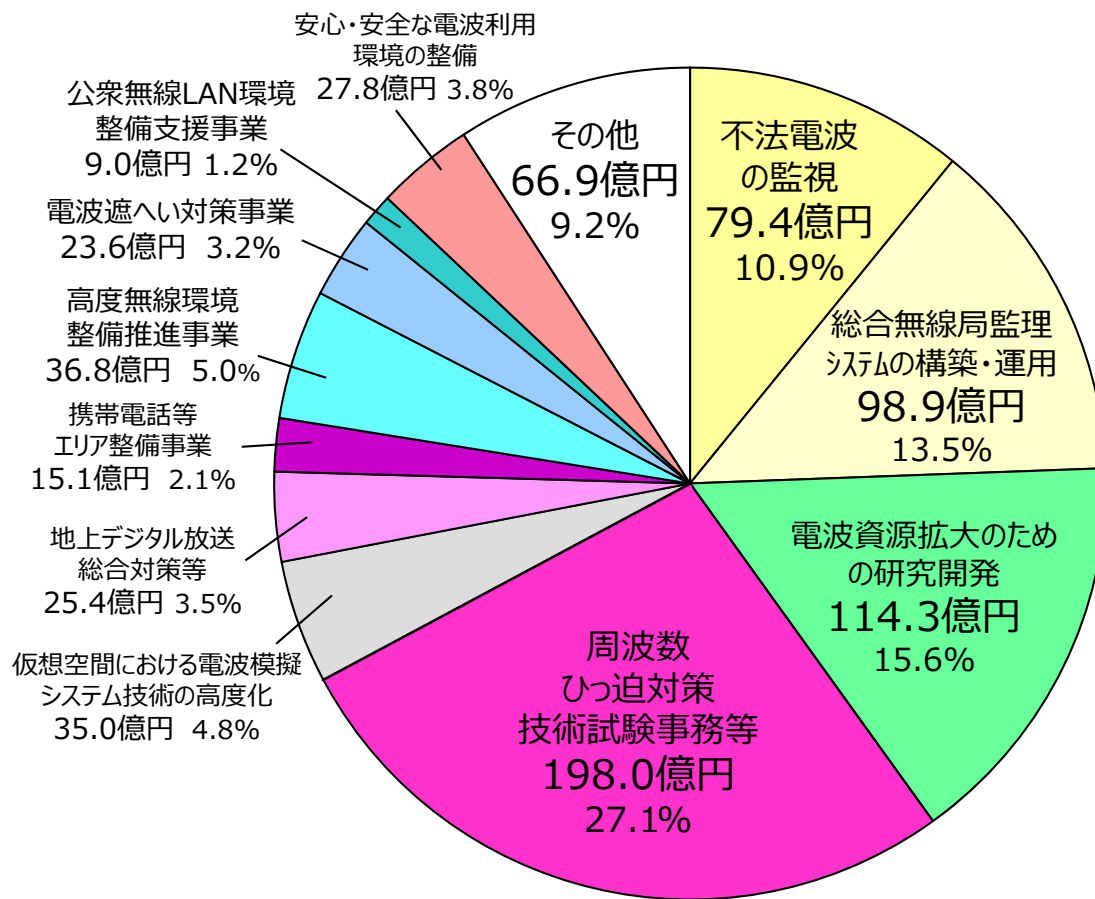
IoTの安心・安全かつ適正な利用環境の構築 12.8億円



電波利用料予算 歳入及び歳出の内訳(令和3年度)



歳入 約750億円



歳出 約730億円

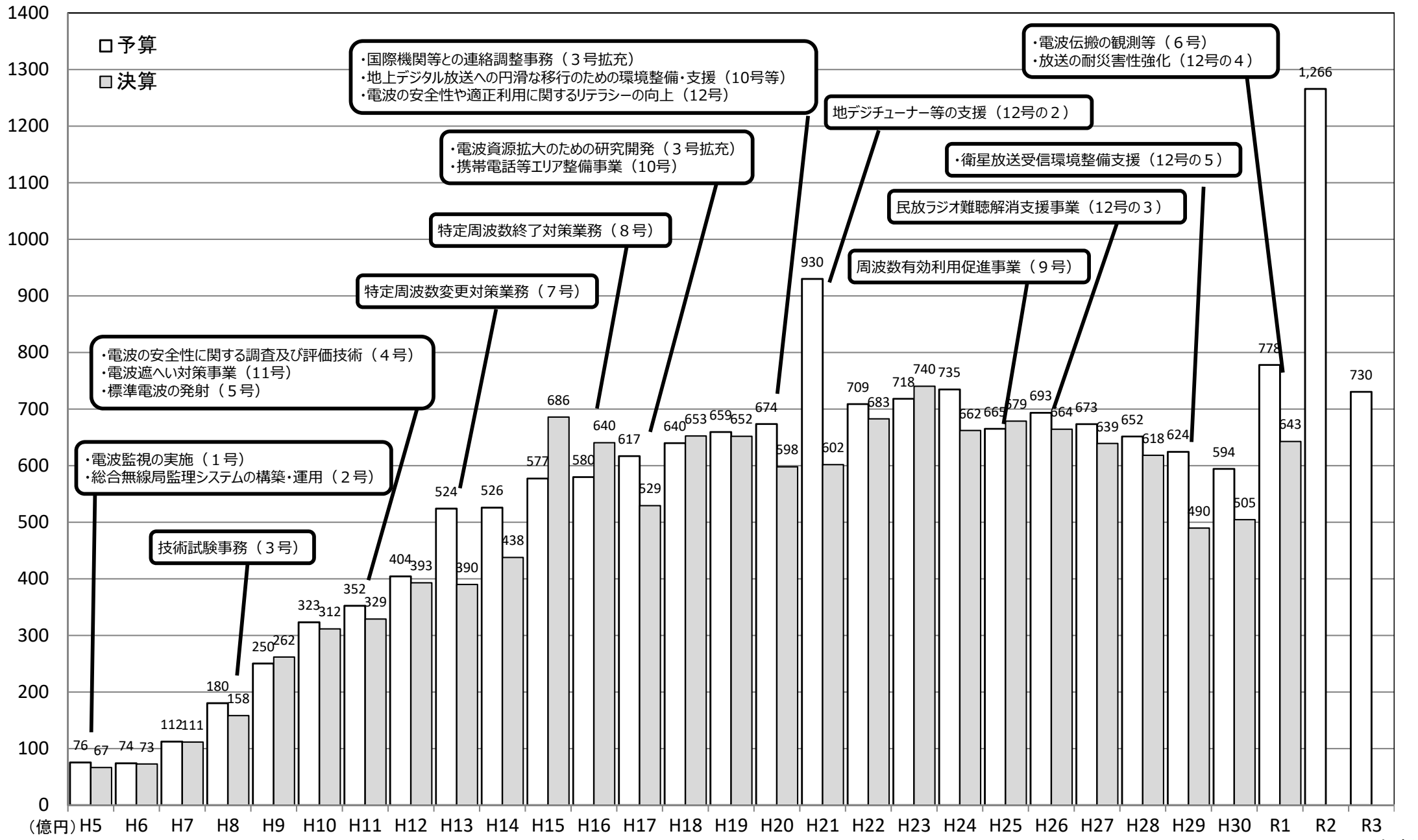
※上記の歳入の内訳は、無線局の種別に基づいた試算であり、実際の各事業者ごとの負担の実態とは必ずしも一致しないことに注意。

「携帯事業者」・「BWA事業者」は、帯域課金と端末包括免許の負担額を合算した額(マイクロ固定局等は含まない)。

「放送事業者」は、テレビ送信局とラジオ送信局の負担額を合算した額(FPU、マイクロ固定局等は含まない)。

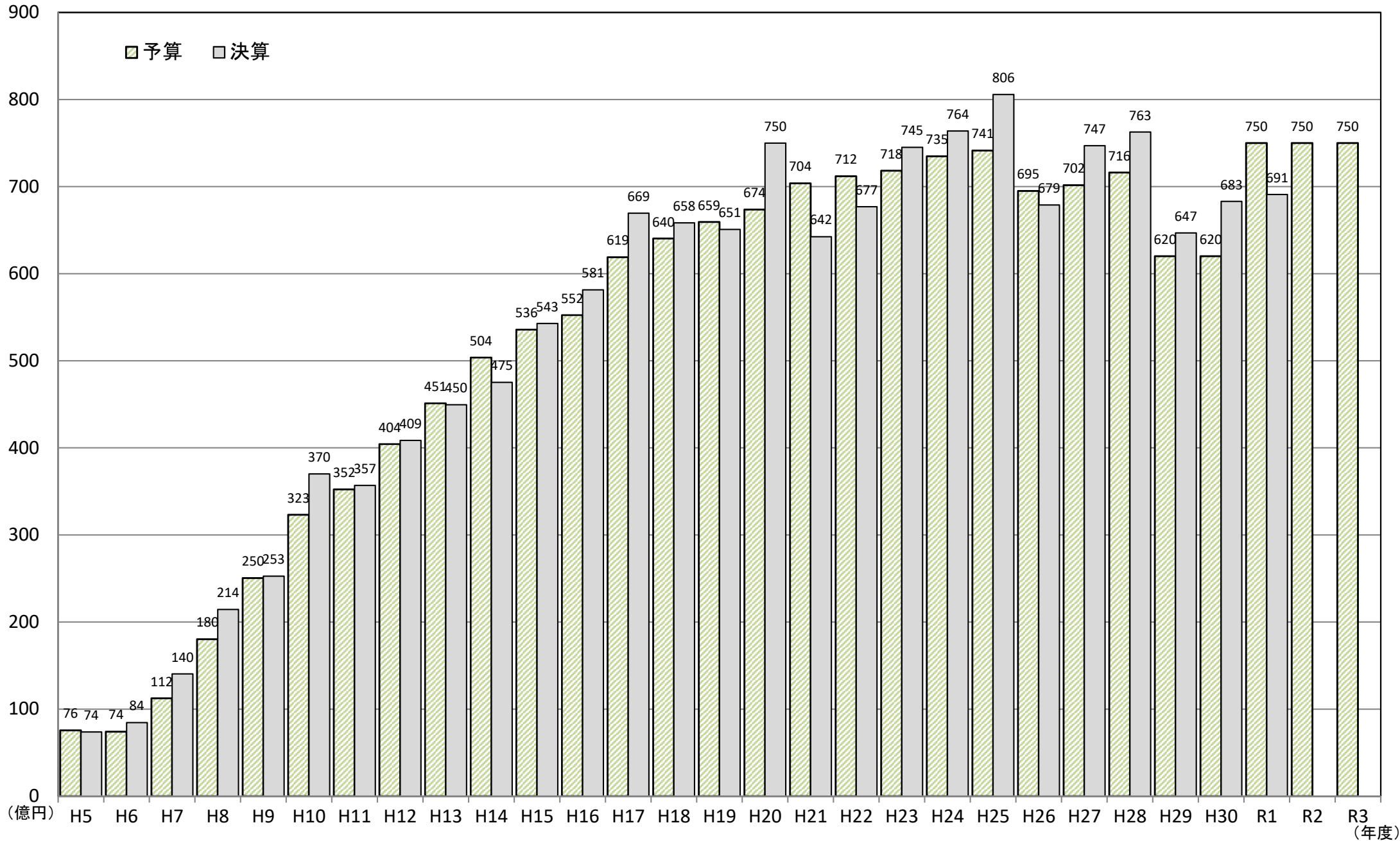
「衛星事業者」は、人工衛星局・固定地球局・移動地球局の負担額を合算した額。

(参考) 電波利用料財源の歳出予算・決算の推移

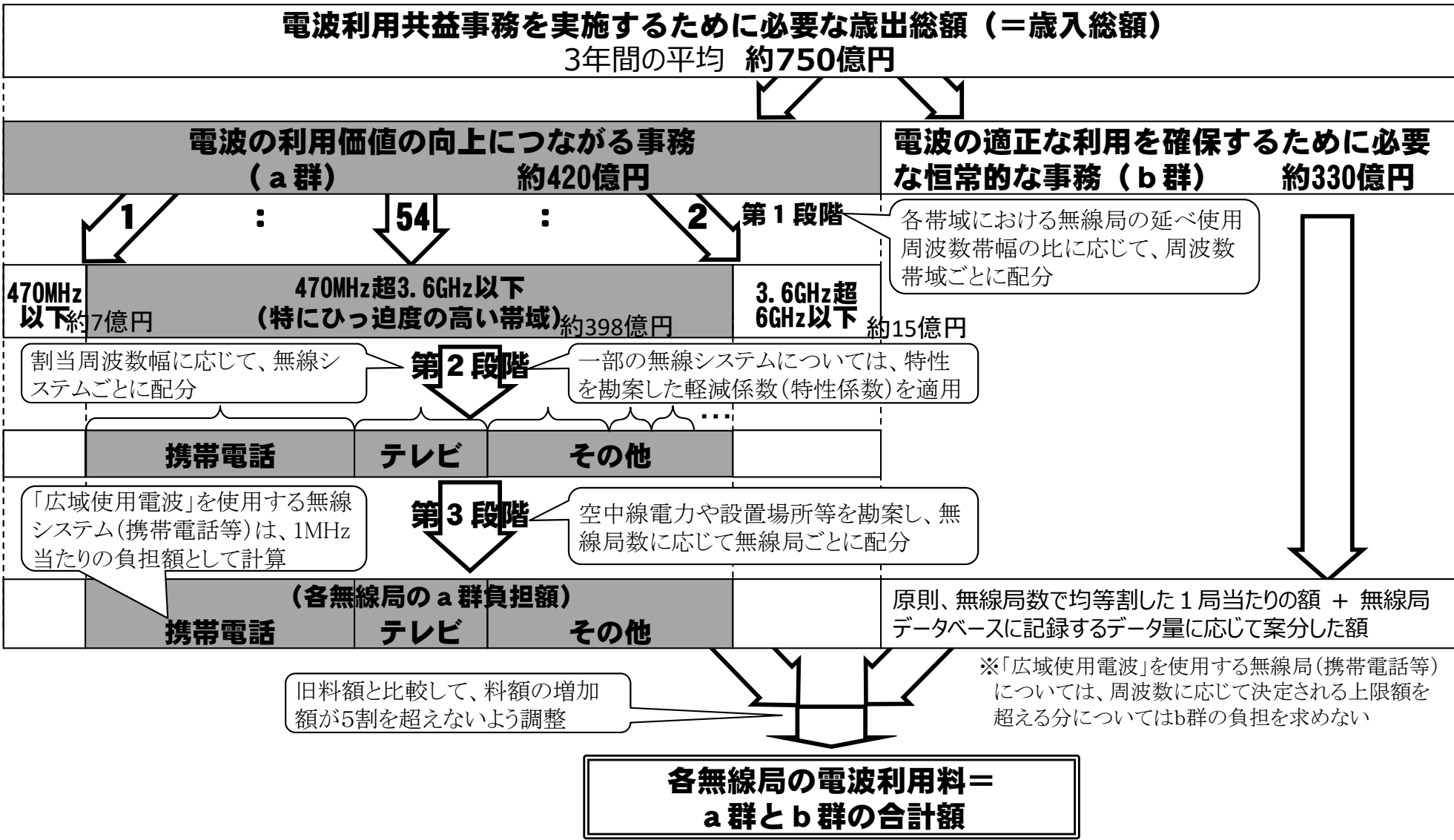


※ 1 吹き出しは電波利用共益事務が用途として追加された時期 (括弧内は現行条文における号数)

(参考) 電波利用料財源の歳入予算・決算の推移



電波利用料の料額(令和元年改定)の算定方法



電波の利用価値の向上につながる事務(a群):

電波資源拡大のための研究開発、携帯電話等エリア整備事業、電波遮へい対策事業、民放ラジオ難聴解消支援事業、4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備支援、5G等の無線システムを支える光ファイバ網の整備 等

電波の適正な利用を確保するために必要な恒常的な事務(b群):

不法電波の監視、総合無線局監理システムの運用、電波の安全性の調査、安心・安全な電波利用環境の整備 等

各無線システムへの負担額の配分における特性の勘案

一部の無線システムについては、公共性や周波数利用の制約等を考慮し、料額の算定時に、無線システムの特성에応じた軽減係数（特性係数）を乗じることにより、負担額を軽減。

特性の考え方	対象となる無線システム	係数
ア 無線システム内で複数の免許人による共用を行う電波利用形態であるもの 多数の免許人等が同一の周波数の共用を図ることにより国民に等しく電波利用の機会を付与する形態については、その利用形態を勘案	簡易無線、F P U※ ¹ 、ラジオマイク※ ² 、P H S注、電波高度計※ ³	1/2
イ 外国の無線局等との周波数調整を行う必要があるもの 外国の無線局等と周波数の共用を図るために調整が必要な利用形態である点を勘案	人工衛星（470MHz以下）、人工衛星（470MHz～3.6GHz）、人工衛星（3.6～6 GHz）、地球局、衛星携帯電話	1/2
ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの 電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものは、その公共性を勘案	F P U※ ¹ 、ラジオマイク※ ² 、携帯電話（6 GHz以下）＜実態としての普及状況及び電波法に規定（既存の周波数有効利用促進）＞、 テレビジョン放送、ラジオ放送、移動受信用地上基幹放送、 マイクロ固定（放送）＜放送法に規定＞ ルーラル加入者無線※ ⁴ ＜NTT法に規定＞	1/2
エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの 国民の生命、身体の安全及び財産の保護に著しく寄与するものは、その公共性を勘案	人工衛星（470MHz以下）、人工衛星（470MHz～3.6GHz）、人工衛星（3.6～6 GHz）、地球局、 衛星携帯電話＜災害時等他の通信手段が使用困難な際に必要な通信手段＞ テレビジョン放送、ラジオ放送、 移動受信用地上基幹放送＜放送法（災害放送）＞ 電波高度計※ ³ ＜航空機の安全飛行に不可欠なシステム＞ 携帯電話（6 GHz以下）＜指定公共機関、電気通信事業法に基づく安全・信頼性対策強化＞	1/2
オ 設置義務と同等の効果を有するもの 国民の生命・財産の保護の上で設置義務のある設備に代えることが認められているものは、その効果を勘案	人工衛星（470MHz～3.6GHz）＜離島等に有線・地上系でサービス提供できない際の代替＞ 電波高度計＜航空機レーダの代替＞ 衛星携帯電話＜義務船舶局、航空機局の代替＞	1/2
カ 電波の非ひっ迫地域で使用するもの 都市部とそれ以外の地域の無線局密度の差を勘案	ルーラル加入者無線※ ⁴ 、衛星携帯電話	1/5

注：参入事業者を限定している点では通常の共用型の電波利用形態とは異なるが、他方、同一の帯域の中で、ほぼ同じシステム形態のデジタルコードレス電話との共用を行っている帯域を有することから、共用型の電波利用としての性格も有している形態として扱い、特性係数を3/4としている。

（※1）FPU（Field Pick-up Unit）…放送番組の制作のために取材現場からスタジオまでニュース映像等の番組素材を伝送するためのシステム

（※2）ラジオマイク…放送番組、その他コンサート、各種催し物といった興業において、演奏や音声等を高品質で伝送するためのワイヤレスマイクシステム

（※3）電波高度計…航空機から地表に向け電波を発射し、反射波が戻ってくるまでの時間を測定することで高度を知る計器

（※4）ルーラル加入者無線…電話回線として、山間部、離島等、地理的制約等により有線の使用が困難な地域において、有線を代替するためのシステム

電波利用料の料額

法別表第6（個別免許等の無線局）①

無線局の区分		料額 (円)		
1 移動する無線局 (3, 4, 5, 8の項を除く。)	470MHz以下	航空機局・船舶局 400		
	470MHz超	その他のもの 400		
	3.6GHz以下	航空機局・船舶局(同一周波数のみを使用するものを含む。)		
	6MHz幅以下	0.05W以下	400	
		0.05W超	900	
		0.05W～0.5W	19,000	
		0.5W超	1,794,800	
		0.05W以下	1,700	
		0.05W～0.5W	19,000	
		0.5W超	6,054,700	
		30MHz幅超	0.05W以下 3,800 0.05W～0.5W 19,000 0.5W超 8,054,700	
	3.6GHz超	100MHz幅以下 400		
6GHz以下	100MHz幅超 85,300			
6GHz超	400			
2 移動しない無線局であって、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの(6, 8の項を除く。)	470MHz以下	0.01W以下 2,600		
	470MHz超	0.01W超 5,900		
	3.6GHz以下	6MHz幅超であって、キャリアセンス機能を有するもの	第1地域 81,400 第2地域 44,400 第3地域 14,700 第4地域 7,500	
		その他のもの	0.01W以下 2,600 0.01W超 19,000	
		3.6GHz超	0.01W以下 2,600	
		6GHz以下	0.01W超 5,900	
	6GHz超	2,600		
	3 人工衛星局(8の項を除く。)	470MHz以下	6,288,300	
		470MHz超	628,800	
		3.6GHz以下	3MHz幅 衛星コンステレーション	6,288,300
			3MHz幅超	249,554,500
		3.6GHz超	3MHz幅以下	285,400
3MHz幅超200MHz幅以下			35,287,200	
200MHz幅超500MHz幅以下			187,439,800	
500MHz幅超			267,768,200	
6GHz超		285,400		
4 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(5, 8の項を除く。)		6GHz以下	3MHz幅以下	第1地域 3,861,400 第2地域 1,933,200 第3地域 390,300 第4地域 133,300
			3MHz幅超50MHz幅以下	第1地域 26,394,400 第2地域 13,199,700 第3地域 2,643,700 第4地域 459,000
			50MHz幅超100MHz幅以下	第1地域 360,322,800 第2地域 180,163,800 第3地域 36,036,600 第4地域 7,617,100
	100MHz幅超		第1地域 725,208,300 第2地域 362,606,400 第3地域 72,525,300 第4地域 15,232,200	
	6GHz超		133,300	
	5 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であって、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの(8の項を除く。)		2,700	

法別表第6（個別免許等の無線局）②

無線局の区分		料額 (円)			
6 基幹放送局(3, 7, 8の項を除く。)	6GHz以下	テレビジョン放送をするもの	0.02W未満 1,800 0.02W以上2kW未満 189,700 2kW以上 189,700 10kW未満 特定地域以外 102,458,800 10kW以上 その他 569,208,300		
		その他のもの	200W以下 3,400 200W～50kW 79,300 50kW超 1,289,600		
			100kHz幅以下	20W以下 3,400 20W～5kW 79,300 5kW超 1,289,600	
			6GHz超	1,800	
			7 受信障害対策中継放送をする無線局、多重放送をする無線局及び基幹放送以外の放送をする無線局(3, 8の項を除く。)	受信障害対策中継放送をするもの及び多重放送をするもの	400
				その他のもの	1,800
	8 実験等無線局及びアマチュア無線局			300	
		9 その他無線局		470MHz以下	同報系防災行政無線 600 親局等 19,100 その他のもの 46,600
				470MHz超	多重放送業務用 46,600 その他のもの 46,600
				3.6GHz以下	3MHz幅以下 5,636,400 3MHz幅超 2,828,700
			第1地域 5,636,400 第2地域 2,828,700 第3地域 582,300 第4地域 207,900		
			3.6GHz超		第1地域 20,847,700 第2地域 10,424,100 第3地域 2,085,300 第4地域 298,400
その他のもの	3MHz幅以下 46,600 3MHz幅超 5,636,400 幅超30MHz幅以下 2,828,700 3MHz幅超 582,300 30MHz幅以下 207,900 30MHz幅超 183,094,500 300MHz幅以下 91,557,400 300MHz幅超 18,365,500 300MHz幅超 6,198,000 300MHz幅超 452,651,400 第2地域 226,336,000 第3地域 45,321,300 第4地域 15,183,100				
6GHz超	19,100				

法第103条の2（包括免許等の無線局）

無線局の区分	料額 (円)
包括免許局	移動する無線局 370 移動しない無線局 別表第6の額
包括登録局	移動する無線局 400 移動しない無線局 別表第9の額

法別表第9（包括登録の無線局）

無線局の区分		料額 (円)	
1 3.6GHz以下(幅6MHz超)	10mW以下	第1地域 4,990 第2地域 2,970 第3地域 930 第4地域 550	
	10mW超	第1地域 81,400 第2地域 44,400 第3地域 14,700 第4地域 7,500	
		2 1の項に掲げる無線局以外の無線局	2,970

法別表第8（広域使用電波）

※広範囲で同一の者により相当数開設される無線局（広域開設無線局）に使用させることを目的として広域使用電波を使用する無線システムには①周波数幅、②無線局数による複合的料額を別途設定

【①周波数幅単位】 対象無線システム		料額 (円/MHz)
携帯電話	470MHz超	専用帯域 32,639,700
	3.6GHz以下	共用帯域 16,319,850
	3.6GHz超	専用帯域 1,477,200
	6GHz以下	共用帯域 738,600
BWA等		126,166,200
衛星携帯電話		3,232,200
マルチメディア放送		5,348,700

【②無線局数単位】 対象無線システム		料額 (円)
包括免許(移動する無線局)		170
1の項の無線局		400
2の項の無線局		200
4の項の無線局		400
5の項の無線局		400
6の項の無線局		400

※上記①の「周波数幅単位」の課金の際に適用される地域係数（法別表第7）

地域	係数	地域	係数
北海道	0.0281	東日本	0.5640
東北	0.0470	西日本	0.4360
関東	0.4658	全国	1.0000
信越	0.0231	関東分割	0.2329
北陸	0.0159	近畿分割	0.0821
東海	0.1199		
近畿	0.1641		
中国	0.0391		
四国	0.0204		
九州	0.0688		
沖縄	0.0078		

法別表第6備考8～11（控除額）

以下の複数の帯域区分をまたがって電波を使用する場合の控除額
①470MHz以下、②470MHz超3.6GHz以下、③3.6GHz超6GHz以下

無線局の区分	控除額(円)			
	備考8 ①+②	備考9 ①+③	備考10 ②+③	備考11 ①+②+③
1の項の無線局	400		-	800
2の項の無線局			-	
3の項の無線局	-	-	7,000	-
4の項の無線局			-	
9の項の無線局	600	600	600	

代表的な無線システムの電波利用料額(年額)

【携帯電話】

無線局単位 + 電波帯域 により徴収

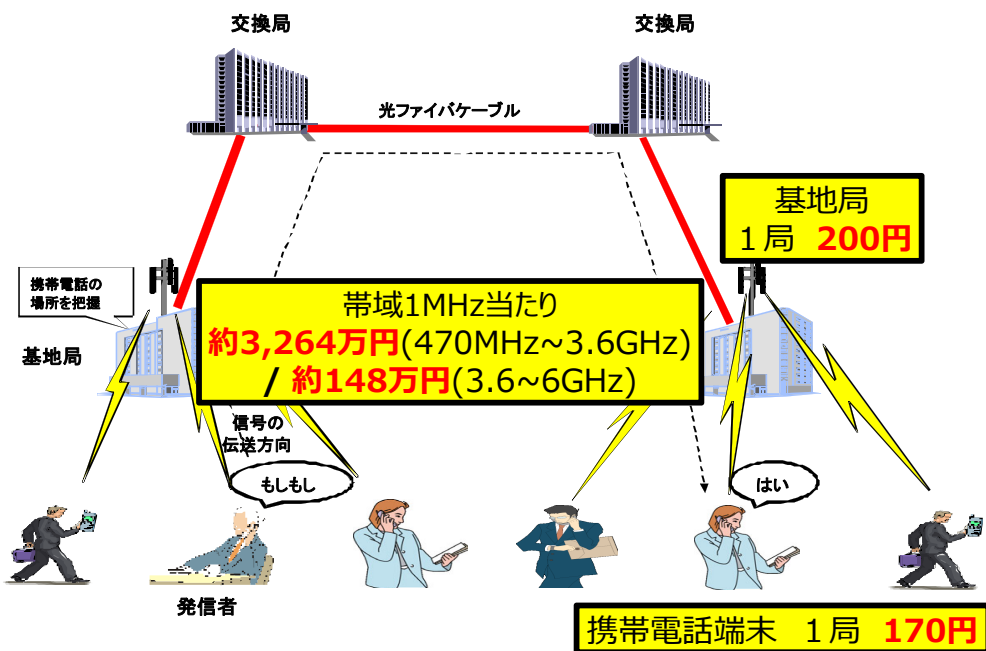
<無線局単位により徴収される電波利用料>

- ・携帯電話端末 **170円**(改正前140円) / 局
- ・基地局 **200円**(改正前200円) / 局

<電波帯域により徴収される電波利用料>

- ・電波帯域(470MHz~3.6GHz)1MHz当たり **約3,264万円***
(改正前約4,763万円)
- ・電波帯域(3.6~6GHz)1MHz当たり **約148万円***
(新設)

※専用帯域の料額。共用帯域の料額は上記の半額。

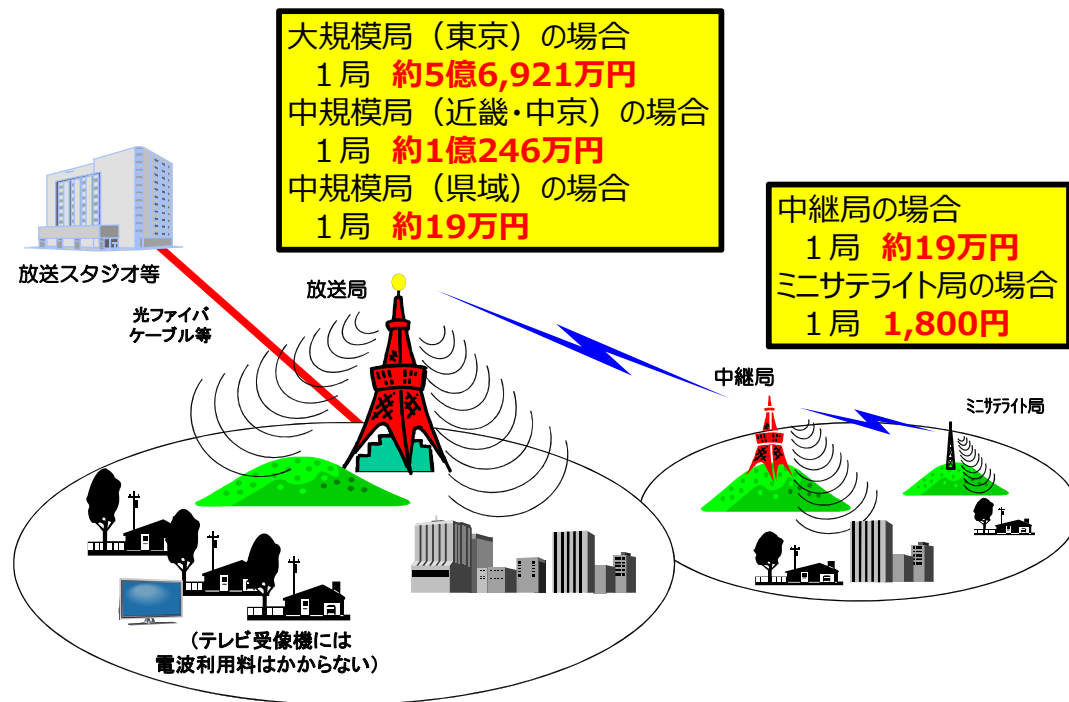


【地上デジタルテレビ】

無線局単位により徴収

<無線局単位により徴収される電波利用料>

- ・大規模局(東京) **約5.7億円**(改正前約3.8億円) / 局
- ・中規模局(近畿・中京) **約1.0億円**(改正前約7,590万円) / 局
- ・中規模局(県域) **約19万円**(改正前約17万円) / 局
- ・中継局 **1,800円~約19万円** / 局
(改正前 1,200円~約17万円)



2. 特定基地局開設料制度

第5世代移動通信システム (5G) とは

<5Gの主要性能>

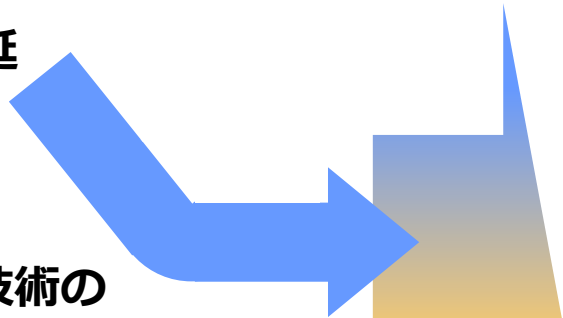
超高速
超低遅延
多数同時接続



最高伝送速度 10Gbps
1ミリ秒程度の遅延
100万台/km²の接続機器数

5Gは、AI/IoT時代のICT基盤

低遅延

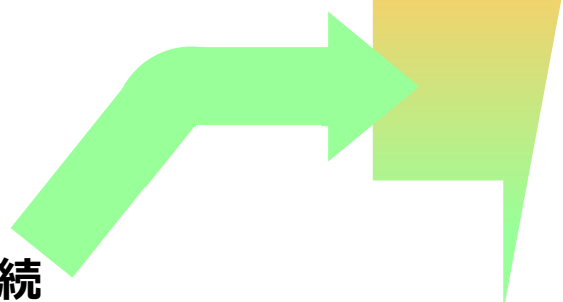


移動体無線技術の
高速・大容量化路線

2G 1993年
3G 2001年
LTE/4G 2010年

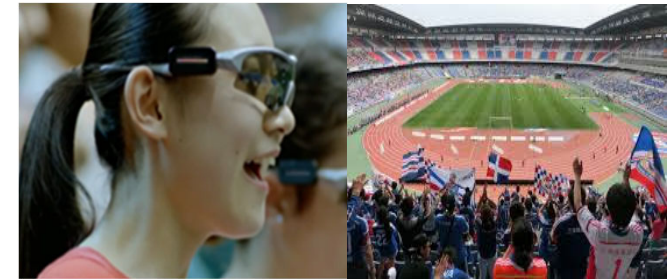
5G
2020年

同時接続



超高速

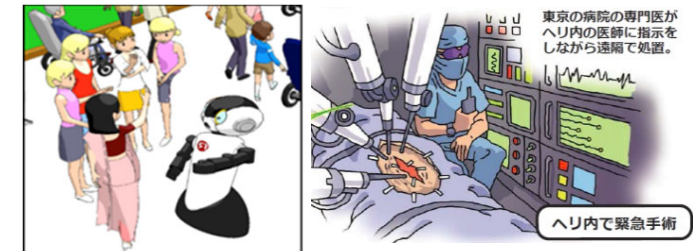
現在の移動通信システムより
100倍速いブロードバンドサー
ビスを提供



⇒ 2時間の映画を3秒でダウンロード (LTEは5分)

超低遅延

利用者が遅延(タイムラグ)を
意識することなく、リアルタイム
に遠隔地のロボット等を操作・
制御



ロボットを遠隔制御

東京の病院の専門医が
ヘリ内の医師に指示を
しながら遠隔で処置。
ヘリ内で緊急手術

⇒ ロボット等の精緻な操作 (LTEの10倍の精度) をリアルタイム通信で実現

多数同時接続

スマホ、PCをはじめ、身の回り
のあらゆる機器がネットに接続



膨大な数の
センサー・端末

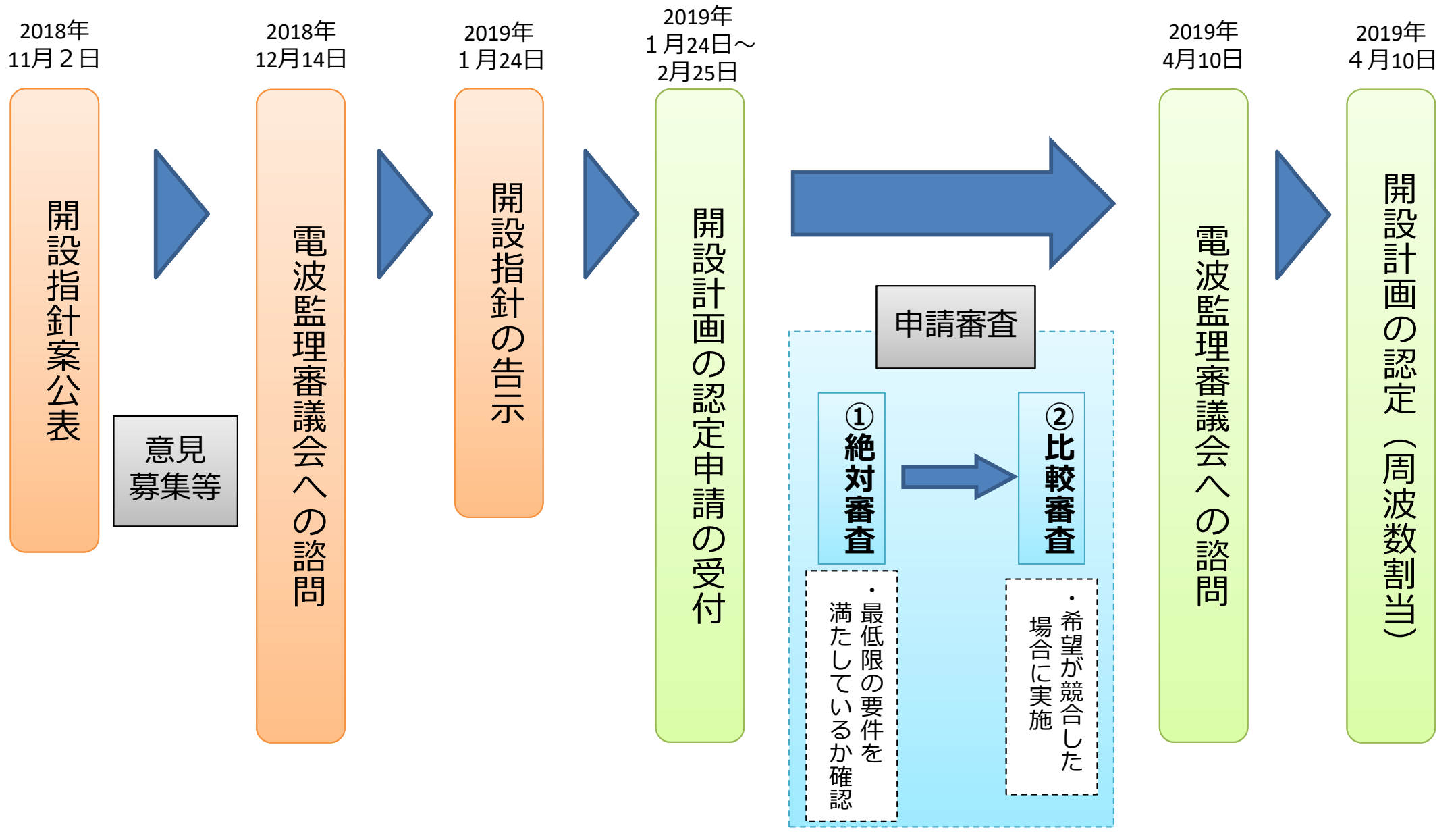
カメラ
スマートメーター

⇒ 自宅屋内の約100個の端末・センサーがネットに接続 (LTEではスマホ、PCなど数個)

社会的なインパクト大

5G周波数割当ての流れ

■ 携帯電話の基地局など、同一の者が相当数開設する必要がある無線局（特定基地局）については、開設計画（基地局の整備計画）の認定を受けた者のみが免許申請可能。



審査方法について

以下のとおり審査を行い、割当てを実施。

- ① 申請者が**絶対審査基準**（最低限の要件）に適合しているかを審査。
- ② 絶対審査基準を満たした全ての申請者の申請に対して**比較審査**を実施。
⇒ 審査の結果、**評価点数の高い者から順に希望する周波数枠の割当てを実施。**

① 絶対審査（項目例）

- **エリア展開**
 - 5G基盤展開率を50%以上とする計画か
 - 2年後に全都道府県で運用開始するか
- **サービス**
 - 必要な資金調達計画があるか
 - MVNOへのネットワーク提供計画があるか
- **設備**
 - 安全・信頼性確保の計画があるか
- **その他**
 - 既存事業者へ事業譲渡しないか 等



② 比較審査（項目例）

- **エリア展開**
 - 5G基盤展開率がより大きいか
 - 特定基地局開設数がより多いか
- **サービス**
 - MVNOへのネットワーク提供計画が充実しているか
 - 5G利活用拡大計画が充実しているか
- **設備**
 - 安全・信頼性確保の計画が充実しているか
- **その他**
 - 不感地域解消人数がより多いか 等



周波数枠の割当て

○ **審査結果を踏まえ、以下のとおり割当てを実施。**

[3.7GHz帯及び4.5GHz帯] **2 枠割当て**：NTTドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話

※ 1 枠当たり100MHz幅

1 枠割当て：ソフトバンク、楽天モバイル

[28GHz帯]

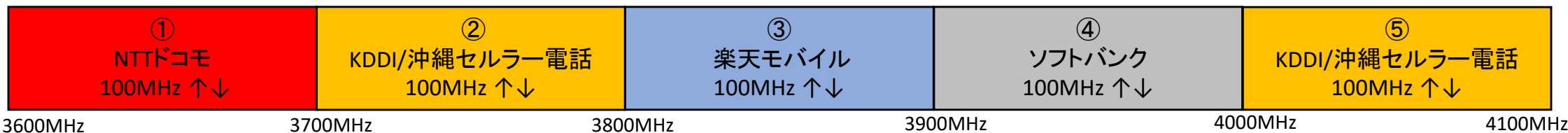
※ 1 枠当たり400MHz幅

1 枠割当て：全ての申請者



なお、割当て（開設計画の認定）に当たり、**全者共通の条件及び個者への条件を付すこととする。**

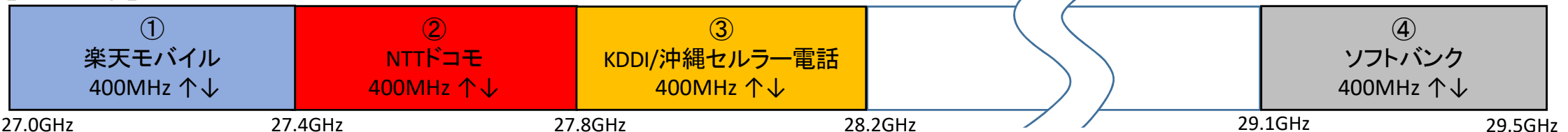
【3.7GHz帯】



【4.5GHz帯】

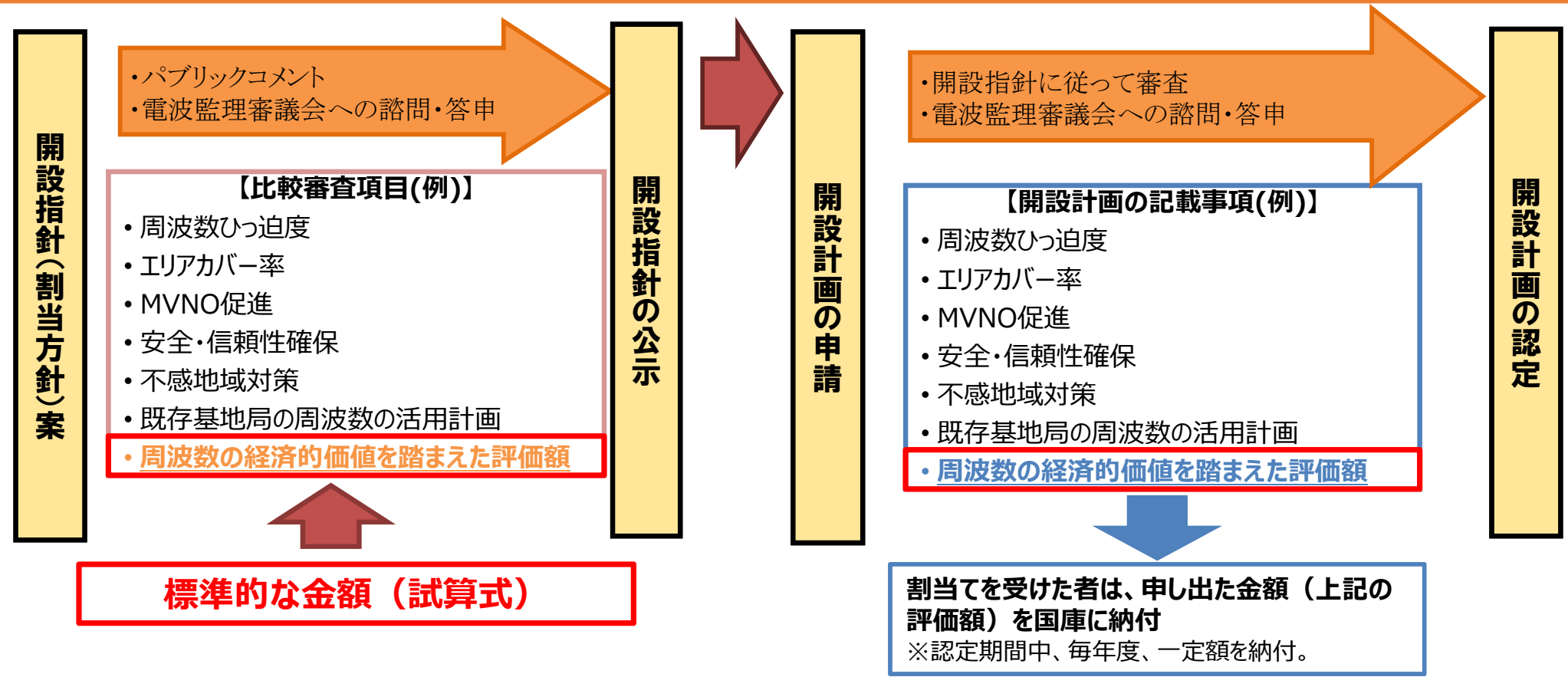


【28GHz帯】



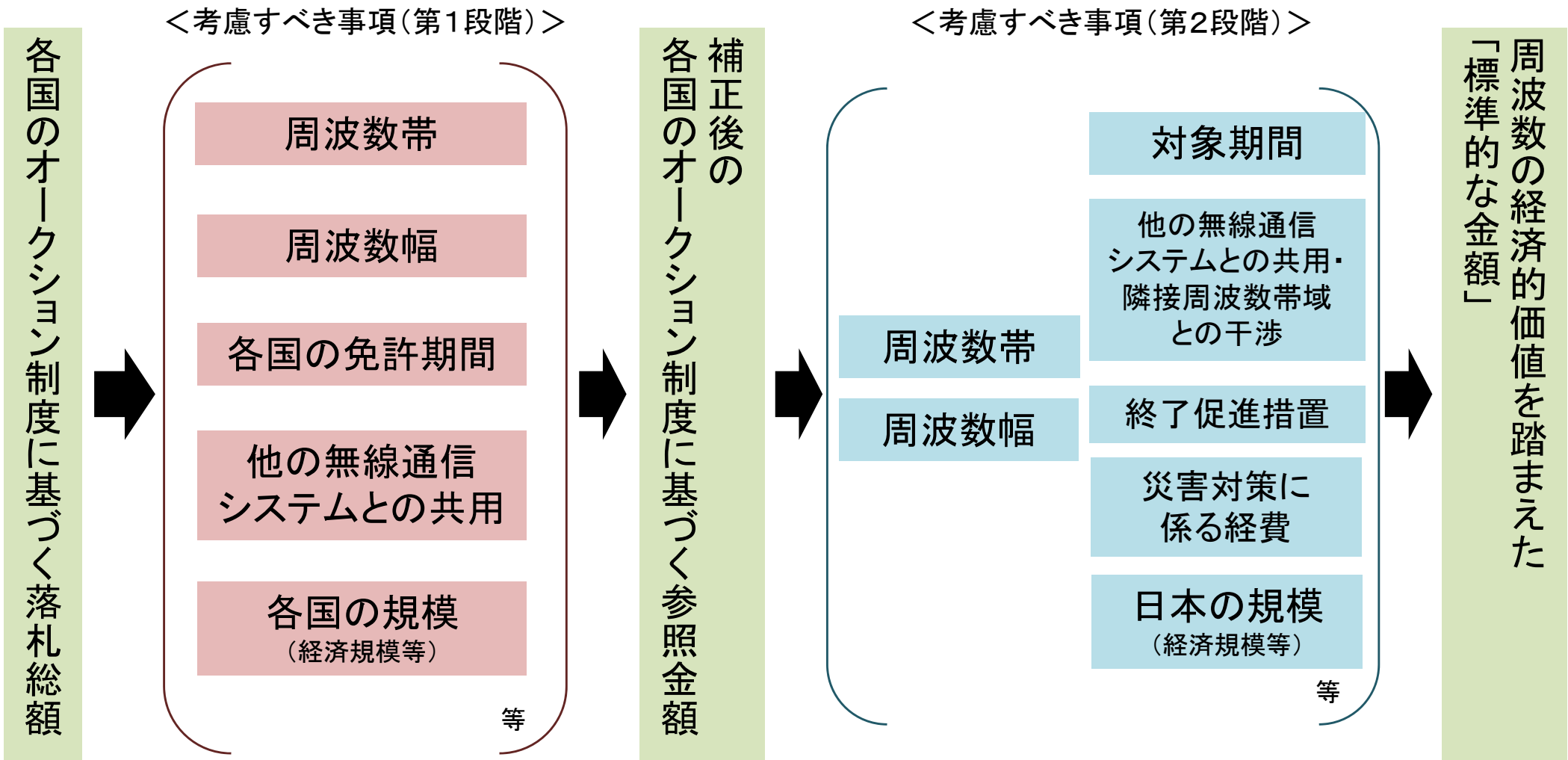
特定基地局開設料制度の概要

- 「Society5.0」の基盤となる5Gの迅速かつ円滑な普及・高度化を図り、電波の有効利用を促進するため、令和元年5月に公布・施行した改正電波法により、今後の開設指針による5G等の周波数割当てに当たり、従来の比較審査項目（カバー率、MVNO促進等）に、申請者が申し出る周波数の経済的価値を踏まえた周波数の評価額を追加して、総合的に審査できる制度を整備。
- 認定を受けた事業者は申し出た額（特定基地局開設料）を国庫に納付し、その収入はSociety5.0の実現に資する施策に充当。
- これを踏まえて申請者が開設計画を申請する際に、申請者の予見可能性を高め、合理的な評価額を算出できるように、令和元年10月から特定基地局開設料の標準的な金額を算出する考え方（試算式）について検討し、令和2年8月に取りまとめ。



特定基地局開設料の標準的な金額の算定の全体概要

※具体例として、我が国において39.5GHz～41.0GHz帯の割当てを検討した場合、3.4GHz～3.6GHz帯の各国のオークション金額を参照するケース。



諸外国の3.4GHz～3.6GHz帯のそれぞれの落札総額 ○○億円

→ 補正 → (例)3.6GHz～3.7GHz帯の100MHz幅あたり ○○億円～○○億円

→ 補正 → (例)39.5GHz～41.0GHz帯のうち600MHz幅あたり ○○億円～○○億円

特定基地局開設料の標準的な金額の試算イメージ

<考慮すべき事項(第1段階)>

Sub6帯のみのオークション
結果を参照することの補正

× 1 (係数)

周波数幅
各国の周波数幅を
100MHz幅に補正

× 100 / ○○MHz幅

各国の免許期間を
10年に補正

× 10 / ○ (年)

他の無線通信
システムとの共用の補正

× 1 (係数)

各国の規模を購買力平価
GDP1兆ドルに補正

× 1兆ドル / ○兆ドル

3.4GHz~3.6GHz帯
米国: ○○億円
英国: ○○億円
韓国: ○○億円
・
・
・

(各国の落札額の
補正による参照額)
○億円~○億円
(100MHz幅・期間10年
・購買力平価GDP1兆ドル)

<考慮すべき事項(第2段階)>

周波数帯を39.5GHz~
41.0GHz帯に補正

× ○ (係数)

周波数幅
割り当てる周波数幅を
600MHz幅に補正

× 6

対象期間を次期システムの
移行までの期間として
10年に補正

× 1

他の無線通信システムとの
共用・隣接周波数帯域
との干渉がある場合に補正

× ○ (係数)

終了促進措置が講じられる
場合その一部の費用を
差し引く

ー△億円

日本の規模(経済規模
(購買力平価GDP))に補正

× ○兆ドル / 1兆ドル

39.5GHz~41.0GHz帯
の割当てにおける
標準的な金額
○億円~○億円
(600MHz幅あたり)

特定基地局開設料の標準的な金額の試算例

架空のSub6のオークション金額を仮定して、我が国でSub6の帯域(100MHz幅)を割り当てると仮定

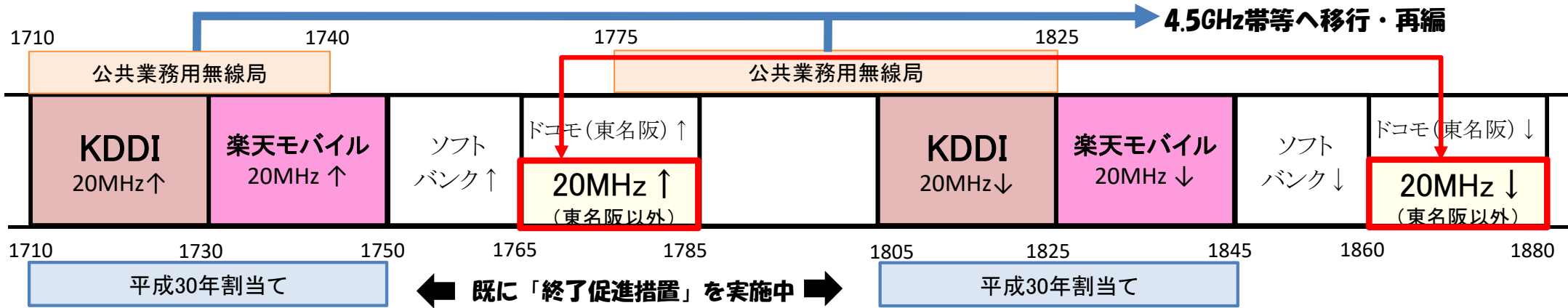
※あくまでも架空の試算

第1段階	各国	落札額	周波数帯	他の無線通信システムとの共用	免許期間	周波数幅	経済規模 購買力平価GDP (億ドル)	各国基準額	補正後の参照額			
	A国	100万円	3.4GHz帯	× 1	20年	150MHz幅	30,000	11.1万円		①平均値前後 35.7万円～98.6万円 (※平均値：36.2万円)		
			× 1								× 10/20	10,000/30,000
	B国	150万円	3.6GHz帯		20年	300MHz幅	45,000	5.6万円			②平均値±10% 32.6万円～39.8万円 (※平均値：36.2万円)	
			× 1									10/20
	C国	200万円	3.5GHz帯		10年	280MHz幅	20,000	35.7万円				③最大値・最小値を除外した平均値前後 11.1万円～30.0万円 (※平均値：25.6万円)
			× 1									
D国	250万円	3.6GHz帯	15年		130MHz幅	13,000	98.6万円	④中央値前後 11.1万円～35.7万円 (※中央値：30.0万円)				
		× 1		10/15					10,000/13,000	①		
E国	300万円	3.7GHz帯	20年	200MHz幅	25,000	30.0万円	【単位】 100MHz幅・免許期間10年 購買力平価GDP1兆ドル					
		× 1							10/20	10,000/25,000	③	

第2段階	国内の考慮すべき事項		周波数帯	他の無線通信システムとの共用・干渉	対象期間	割当周波数幅	終了促進措置	経済規模 購買力平価GDP(億ドル)	標準的な金額	認定期間10年とした場合の年額(注)				
	参照金額			Sub6	あり	10年	100MHz幅	500万円	57,119	【単位】 100MHz幅	【単位】 100MHz幅・1年			
①平均値前後	35.7万円～98.6万円		× 14.2	× 1/2	× 10/10	× 100/100	—250万円 (仮置き:半額を差し引いた場合)	57,119 /10,000	1,197.8万円～3,748.7万円	119.8万円～374.9万円				
②平均値±10%	32.6万円～39.8万円										1,072.1万円～1,364.1万円	107.2万円～136.4万円		
③最大値・最小値を除外した平均値前後	11.1万円～30.0万円												200.2万円～966.6万円	20.0万円～96.7万円
④中央値前後	11.1万円～35.7万円													

※ 周波数帯は、当該周波数帯(n77又はn78)を使用している国(42カ国)と経済規模(618,274億ドル)とSub6でオークション結果のある国(10カ国)と経済規模(183,154億ドル)を用いて算定。
ただし、使用している国の中で、人口及び経済規模(購買力平価GDP)の統計データが把握できなかったものについては除いている。
(注) 終了促進措置が講じられる場合、開設計画の認定期間は10年となる。

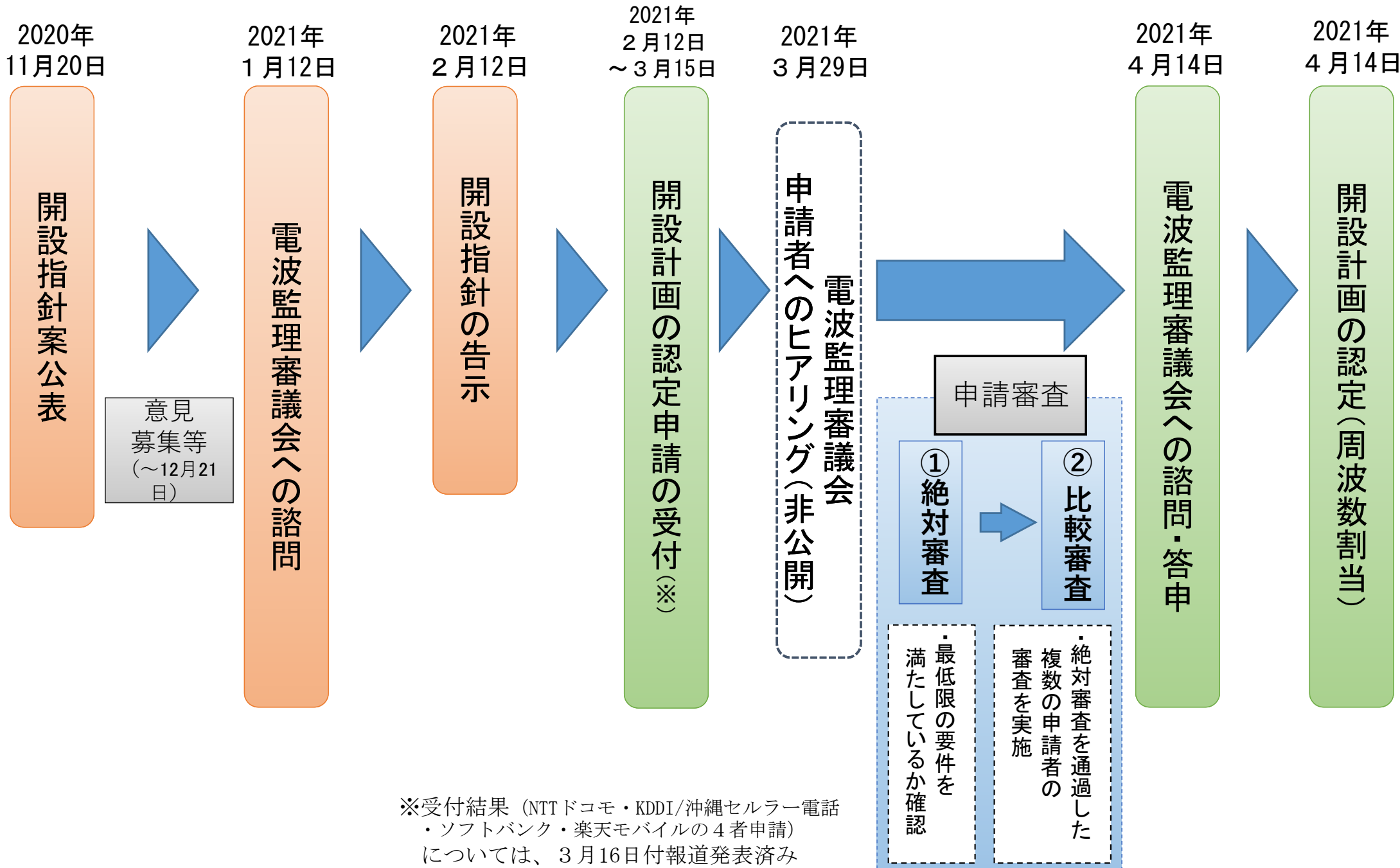
5G用周波数の追加割当て (1.7GHz帯東名阪以外) の基本的考え方



1. 地方への早期の5G普及展開を図るため、第5世代移動通信システム(5G)用周波数の追加割当てを実施する。(当面は、4Gの利用も可とする。)
2. 具体的には、1.7GHz帯(40MHz(20MHz×2))を1社(1グループ)に割り当てる。令和3年度(2021年度)第1四半期に割当てを実施。
3. 既に1.7GHz帯全国バンドが割り当てられた他の2社(KDDI・楽天モバイル)と共同で公共業務用無線局の移行費用を負担する。
4. 当該周波数の割当てを受ける事業者は割当周波数の経済的価値を踏まえた「特定基地局開設料」(※1)を納付。
(※1) 開設計画の申請時に自ら申請した額
5. 「アクション・プラン」(※2)の内容を踏まえた取組状況を審査項目に追加。

(※2) 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」
(令和2年10月27日総務省)

5G用周波数(1.7GHz帯東名阪以外)の割当てスケジュール



開設指針の概要

1. 特定基地局の範囲

第5世代移動通信システムの基地局で、下記2の周波数を使用するものとする。
(第4世代移動通信システムの基地局も含む。)

2. 使用する周波数

東名阪以外※の区域において、1,860MHzを超え1,880MHz以下の周波数(1.7GHz帯)

※全国の区域から平成17年総務省告示第883号(1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件)第二項第二号(二)に掲げる区域(「東名阪区域」という。)を除いた区域。

3. 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

空間分割多重方式、256QAM、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

4. 終了促進措置

認定開設者は、1,710MHzを超え1,850MHz以下の周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を周波数割当計画に定める日前に終了させるため、公共業務用無線局を対象とする終了促進措置を実施しなければならない。

5. 特定基地局開設料

認定開設者は、自ら申請した特定基地局開設料を国に納付しなければならない。

6. 認定開設者の義務

- (1) 認定開設者は、四半期ごと又は総務大臣から求められた場合に、開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。
- (2) 総務大臣は、(1)の書類について、開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、その結果の概要をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- (3) 認定開設者は、他の既存事業者への事業譲渡等をしてはならない。
- (4) 既存の免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための具体的な措置を講じなければならない。
- (5) 認定開設者は、東名阪区域において1,765MHzを超え1,785MHz以下又は1,860MHzを超え1,880MHz以下の周波数を使用して携帯無線通信を行う無線局の運用を阻害する混信その他の妨害を防止するための具体的な対策を講じなければならない。



1～6の規定、絶対審査基準及び競願時審査基準に基づき審査を実施。

審査方法について

以下のとおり審査を行い、割当てを実施。

- ① 申請者が**絶対審査基準**（最低限の要件）に適合しているかを審査。
- ② 絶対審査基準を満たした全ての申請者の申請に対して**比較審査（競願時審査）**を実施。
⇒ 審査の結果、**評価点数の合計の高い者に割当てを実施。**

※第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針(1.7GHz帯東名阪以外、2021年4月16日認定)

① 絶対審査（項目例）

1. エリア展開

- 5G基盤展開率が50%以上となる計画

2. 特定基地局開設料

- 特定基地局開設料が標準額62億円の半額以上

3. サービス

- 利用者の通信需要に応じ、低廉で、明瞭な満足できる料金設定を行う計画
- アクション・プラン(※1)の内容を踏まえた取組計画

4. その他

- 既存事業者へ事業譲渡しない 等

② 比較審査（項目例）

1. エリア展開

- 5G基盤展開率がより大きい
- 特定基地局開設数がより多い

2. 特定基地局開設料

- 特定基地局開設料の金額がより大きい

3. サービス

- アクション・プラン(※1)の内容を踏まえた取組計画がより充実している
(例：SIMロック解除の対応、eSIM導入への取組)

4. 指定済周波数

- 申請者の指定済周波数の帯域幅の総計がより少ない 等

周波数の割当て

※1 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」(令和2年10月27日総務省)

絶対審査基準

エリア展開	基準①	認定から7年後までに、全国(東名阪を除く。)及び各地域ブロックの5G基盤展開率※1が50%以上になるように5G高度特定基地局※2を開設しなければならないこと
	②	5G高度特定基地局が整備されたメッシュの内外において、需要が顕在化した場合の基地局の開設等の対策方法に関する計画を有すること
設備	③	特定基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画※3を有すること
	④	特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画※3を有すること
特定基地局開設料	⑤	特定基地局開設料の金額及び当該料額に必要な資金確保に関する計画を有すること。また、特定基地局開設料の金額が、標準的な金額の下限額を「著しく下回る金額」(31億円/年)以上であること
財務	⑥	設備投資等に必要な資金調達の計画及び認定の有効期間(7年間)の満了までに単年度黒字を達成する収支計画を有すること。
コンプライアンス	⑦	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護(広告での通信速度及びサービスエリア表示、通信性能による差異のエリアマップ表示等を含む。)のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること
終了促進措置	⑧	既存無線局の周波数移行に必要な費用負担の割合に相当する金額(557億円)を確保できること
既設基地局	⑨	高度既設特定基地局を運用する場合には、その総数、周波数ごと基地局の設置場所等に関する計画を有していること
サービス	⑩	携帯電話の免許を有しない者(MVNO)に対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進するための計画を有していること
	⑪	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画を有すること
	⑫	「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」(令和2年10月27日総務省)の「2. 具体的な取組」を踏まえた実施計画を有すること
混信対策	⑬	1.7GHz帯(東名阪)を使用する既存免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための措置を行う計画を有すること
オープン化	⑭	オープン化された規格に基づく通信機器の採用等に向けた取組に関する計画を有していること
その他	⑮	同一グループの企業から複数の申請がないこと
	⑯	割当てを受けた事業者が、既存移動通信事業者へ事業譲渡等をしないこと

※1 5G基盤展開率：全国(東名阪を除く。)における5G高度特定基地局が開設されたメッシュの総和を、全対象メッシュ数で除した値をいう。

※2 5G高度特定基地局：理論上最速10Gpbs程度の通信速度を有する回線を使用する特定基地局であって、当該基地局以外の複数の特定基地局を接続可能なものをいう。

※3 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成三十年度版)・「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること。

競願時審査基準の各カテゴリ・審査項目の配点構成

- 各カテゴリごとの配点は最大24点とし、各カテゴリ内の各審査項目の配点の最大点は以下のとおり。
- 審査項目A(5G基盤展開率)については、地方への5G普及を進めるため、審査項目内の申請者間の順位に限らず申請数値に応じて得点を付与する「ポイント方式」によるものとし、カテゴリI内の他の審査項目よりも重点的な評価を行うものとする。

カテゴリ	各カテゴリ内の審査項目		配点方式	カテゴリの配点	審査項目の配点
I エリア 展開	A	認定から7年後における全国(東名阪を除く。)の5G基盤展開率がより大きいこと	ポイント方式	24点	12点
	B	認定から7年後における特定基地局(屋外)の開設数がより多いこと			6点
	C	認定から7年後における地下街等の公共空間を含む屋内等において通信を可能とする特定基地局(屋内等)の開設数がより多いこと			6点
II サービス	D	MVNO促進の取組がより進んでいること	等分配点方式	24点	8点
	E	SIMロック解除に係る取組がより進んでいること			8点
	F	スマートフォン等へのeSIM導入に係る取組がより進んでいること			8点
III 周波数の 経済的価値	G	特定基地局開設料の金額がより大きいこと		24点	24点
IV 指定済 周波数等	H	指定済周波数を有していないこと又は申請者の指定済周波数の帯域幅の総計(同一グループの企業の指定済周波数の帯域幅も含む。)がより少ないこと及び当該帯域幅の総計が同程度(±10%以内)の場合には、当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいこと		24点	24点
以下、基準A~Hを審査した結果として、総合点と同じ申請者が存在する場合に実施					
その他	I	認定から7年後における面積カバー率がより大きいこと	等分配点方式	—	4点

※最高点を表記

5G普及の特定基地局の開設計画に係る認定申請の概要

○ 令和3年2月12日(金)から同年3月15日(月)までの間、第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定申請を受け付けたところ、4者から申請があった。

■ 申請者4者(50音順)

○ 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社／沖縄セルラー電話株式会社※、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

※ KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社に係る申請については、地域ごとに連携する者として申請しているため、第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の規定に基づき、1の申請とみなして、審査を行う。

■ 割当て枠と割当て希望数

○ 1.7GHz帯東名阪以外バンド(20MHz×2)の1枠に対し、4者が割当てを希望

申請者(50音順)	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンク	楽天モバイル
サービス開始日	令和6年7月31日	令和5年2月頃	令和5年6月頃	令和7年3月頃
特定基地局の設備投資額 (基地局設置工事、交換設備工事及び伝送設備工事に係る投資額)	約2,092億円	約436億円	約2,479億円	約1,186億円
終了促進措置に係る負担金額	557億円	557億円	600億円	560億円
5G基盤展開率	95.0%/3,193局	60.6%/2,038局	94.9%/3,190局	80.4%/2,701局
5G特定基地局数(屋外)	14,850局	6,790局	16,000局	29,798局
5G特定基地局数(屋内)	1,320局	283局	300局	618局
データ接続料の金額	2021年度:283,859円/10Mbps 2022年度:221,901円/10Mbps 2023年度:180,146円/10Mbps	2021年度:268,275円/10Mbps 2022年度:219,830円/10Mbps 2023年度:184,192円/10Mbps	2021年度:219,000円/10Mbps 2022年度:189,000円/10Mbps 2023年度:161,000円/10Mbps	2021年度:259,896円/10Mbps 2022年度:195,983円/10Mbps 2023年度:145,393円/10Mbps
SIMロックの実施割合 (入荷時から販売までの間のSIMロックの実施割合)	68.6% (2021年9月)	69% (2021年10月)	97% (2021年10月)	0% (2021年4月)
eSIMの利用可能割合	37.2% (2021年8月)	53.7% (2021年4月)	1% (2021年8月)	67% (2021年4月)
特定基地局開設料の金額	100億円/年	62億円/年	62億円/年	67億円/年
面積カバー率	19.2%	6.3%	31.0%	28.2%

※1 設備投資額については、令和3年度～令和10年度までの累計額

※2 5G基盤展開率は、東名阪以外における5G高度特定基地局が開設計画されたメッシュの総和を、全対象メッシュ数(約3,361)で除した値。

※3 5G基盤展開率、特定基地局数(屋外・屋内)、面積カバー率は2028年度(令和10年度)時点の数値。

※4 SIMロックの実施割合については、他者との比較により、10%以上早期にSIMロックの実施割合が低くなる時点のものを記載。

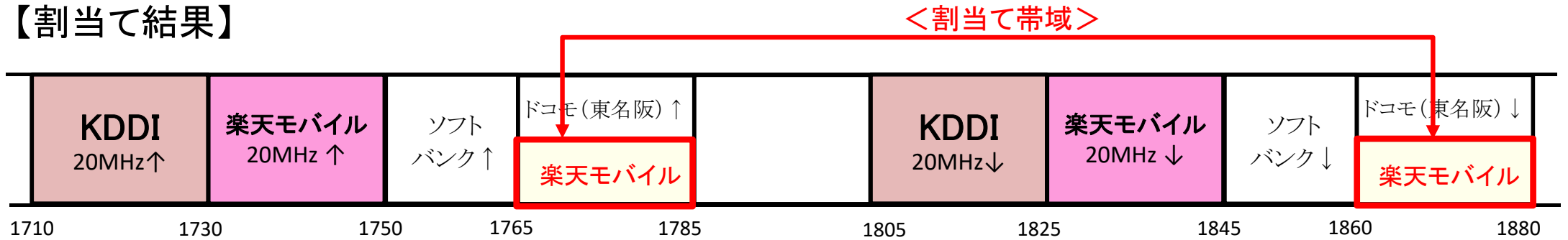
※5 eSIMの利用可能割合については、他者との比較により、10%以上早期にeSIMの利用可能割合が高くなる時点のものを記載。

※開設指針において、特定基地局開設料の標準的な金額を62億円/年と規定。

5G用周波数(1.7GHz帯東名阪以外)の割当て結果及び条件の付与①

- 審査の結果、楽天モバイルに対して、1.7GHz帯(東名阪以外)の周波数を指定して、開設計画の認定を行う。
- 認定に当たっては、開設指針の趣旨等を踏まえ、次の条件を付している。

【割当て結果】



【付与した条件】

- 1 都市部・地方部を問わず、顕在化するニーズを適切に把握し、事業可能性のあるエリアにおいて、**第5世代移動通信システム**の特性を活かした多様なサービスの広範かつ着実な普及に努めること。
- 2 ネットワーク構築に当たっては、第5世代移動通信システムの特性を十分に活かした多様なサービスを提供するために必要不可欠である**光ファイバの適切かつ十分な確保**に努めること。
- 3 特定基地局の円滑かつ確実な整備のため、**基地局の設置場所の確保及び工事業者との協力体制の構築**に努めること。
- 4 電気通信事業の確実な運営のため、**必要な社内体制の整備**に努めること。特に、特定基地局その他電気通信設備の適切な運用のため、**無線従事者など必要な技術要員や基地局の開設に必要な人員の確保、配置**に努めること。
- 5 豪雨や地震等での被害による通信障害に鑑み、停電対策・輻輳対策や通信障害の発生防止等の**電気通信設備に係る安全・信頼性の向上**に努めること。
- 6 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(昭和62年郵政省告示第73号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成30年度版)」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意し、**サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。**

【付与した条件】(続き)

- 7 競争に伴う経営環境の変化が生じた場合においても、設備投資及び安定的なサービス提供のために必要となる**資金の確保**
その他財務の健全性の確保に努めること。
- 8 周波数の割当てを受けていない者に対する電気通信設備の接続、卸電気通信役務の提供その他の方法による特定基地局の利用の促進に努めること。特に、**当該者を通じた特定基地局の利用の促進に資するサービスを行った上で、当該サービス提供に必要な、当該者の求めに応じた接続機能の開放、接続料及び卸電気通信役務に関する料金の適正化並びにGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて電氣的に接続する方法による特定基地局の利用の促進に一層努めること。**
- 9 携帯電話の利用ニーズに対応した**低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行うよう努めること。**
- 10 第5世代移動通信システムに周波数を活用する場合には、**通信速度等の性能について、利用者が誤認しないように、エリアマップ等の丁寧かつ分かりやすい方法で適切に周知すること。**
- 11 終了促進措置の実施に関して、**対象免許人との間で十分な合意形成を図り、円滑な実施に努めるとともに、透明性の確保を十分に図ること。**
- 12 既存免許人が開設する無線局等との**混信その他の妨害を防止するための措置**を講ずること。

3. 新たな携帯電話用周波数の割当方式の検討

デジタル変革時代の電波政策懇談会について

- 「新たな日常」の確立や経済活動の維持・発展に必要な社会全体のデジタル変革が今後いっそう進んでいくことが見込まれる中、デジタル変革時代の電波政策上の課題並びに電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策などについて検討することを目的に懇談会を開催。
- 令和2年11月から検討を開始し、令和3年8月に報告書を取りまとめ。

デジタル変革時代の電波政策懇談会

- 1 電波利用の将来像
- 2 デジタル変革時代の電波政策上の課題
- 3 デジタル変革時代の電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策

構成員 ※敬称略、座長及び座長代理を除き五十音順

- | | |
|--|---------------------------------------|
| 三友 仁志 【座長】早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授 | 北 俊一 株式会社野村総合研究所パートナー |
| 穴戸 常寿 【座長代理】東京大学大学院法学政治学研究科教授 | 篠崎 彰彦 九州大学大学院経済学研究院教授 |
| 森川 博之 【座長代理】東京大学大学院工学系研究科教授 | 高田 潤一 東京工業大学副学長（国際連携担当）/環境・社会理工学院教授 |
| 飯塚 留美 一般財団法人マルチメディア振興センター
ICTリサーチ&コンサルティング部シニア・リサーチディレクター | 寺田 麻佑 国際基督教大学教養学部上級准教授 |
| 大谷 和子 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長 | 藤井 威生 電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授 |
| | 藤原 洋 株式会社ブロードバンドタワー代表取締役会長兼社長 CEO |

公共用周波数等WG

- 1 公共用周波数に関する電波の利用状況調査の効果的な実施
- 2 その他

<構成員> ※敬称略、主査及び主査代理を除き五十音順

- | |
|--|
| 高田 潤一 【主査】東京工業大学副学長（国際連携担当）/環境・社会理工学院教授 |
| 森川 博之 【主査代理】東京大学大学院工学系研究科教授 |
| 飯塚 留美 （一財）マルチメディア振興センター
ICTリサーチ&コンサルティング部シニア・リサーチディレクター |
| 大谷 和子 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長 |
| 寺田 麻佑 国際基督教大学教養学部上級准教授 |

移動通信システム等制度WG

- 1 電波の利用状況調査の在り方
- 2 周波数の割当て方策
- 3 その他

<構成員> ※敬称略、主査及び主査代理を除き五十音順

- | |
|--|
| 穴戸 常寿 【主査】東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 藤井 威生 【主査代理】電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授 |
| 飯塚 留美 （一財）マルチメディア振興センター
ICTリサーチ&コンサルティング部シニア・リサーチディレクター |
| 黒田 敏史 東京経済大学経済学部准教授 |
| 巽 智彦 東京大学法学部・法学政治学研究科 准教授 |
| 永井 徳人 光和総合法律事務所弁護士 |
| 中島 美香 中央大学国際情報学部准教授 |

※オブザーバー：株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning株式会社

第1章 電波利用の現況

第2章 デジタル変革時代における電波利用の将来像及び帯域確保の目標設定

1. デジタル変革時代の到来及びSociety 5.0の実現
2. 社会情勢などの変化
3. 電波利用の将来像
4. 帯域確保の目標設定

第3章 デジタル変革時代の電波有効利用方策

1. デジタル変革時代に必要とされる無線システムの導入・普及
2. 周波数有効利用の検証及び割当ての方策
3. 公共用周波数の有効利用方策
4. デジタル変革時代における電波の監理・監督
5. 電波利用料制度の見直し

第3章 デジタル変革時代の電波有効利用方策

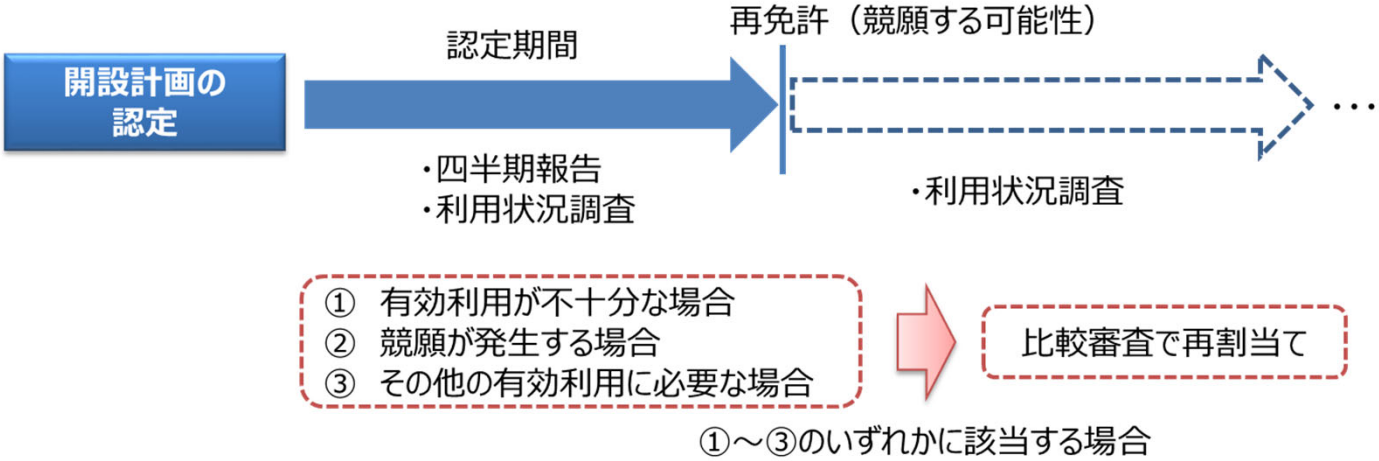
2. 周波数有効利用の検証及び割当ての方策

(1) 電波の有効利用の促進とモバイル市場における公正競争の確保の関係

- **公正競争の確保**により、モバイル市場が活性化し、その恩恵をより多くの利用者が受けられることは、電波法第1条で規定する電波の有効利用（「電波の公平かつ能率的な利用」）の目的である「**公共の福祉を増進すること**」につながると考えられる。
- 周波数の割当てに当たっては、**公正競争の確保につながる取組を評価項目**に盛り込み、必要に応じて、**新規参入を優遇する仕組みなどを導入**することが適当。

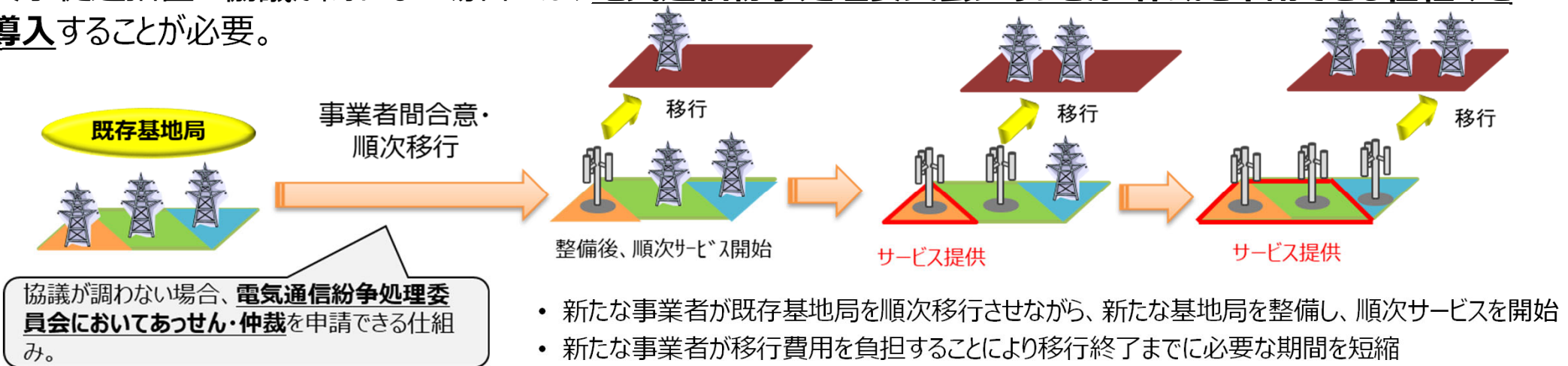
(2) 周波数の再割当制度の導入

- 特定基地局開設計画の認定の有効期間が終了した割当て済みの周波数について、例えば、電波の有効利用が不十分であると認められる場合、競願が発生する場合などには、既存免許人の周波数の使用期限を設定し、比較審査で**周波数を再割当てする仕組みを導入**することが必要。
- ただし、この仕組みを導入する目的は、公平に周波数獲得の「機会」（手を挙げる機会）を付与して対等に競争する場を提供することであり、「結果の平等」まで求めるものではないことに留意。



(3) 周波数の再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合の移行期間及び円滑な移行方法

- 新たな認定開設者への周波数の移行期間については、個別の案件ごとに設定する必要があり、また、早期の移行ニーズがあるのであれば、**円滑な移行方法として終了促進措置を活用**することが適当。
- 終了促進措置の協議が調わない場合には、**電気通信紛争処理委員会にアセスン・仲裁を申請できる仕組みを導入**することが必要。



(4) いわゆるプラチナバンドの扱い及び移動通信事業者の役割

- いわゆるプラチナバンドについても例外的な特別の扱いとするのではなく、**どの周波数帯にも適用する普遍的な再割当制度を整備**。
- 個別の課題（フィルタの挿入・レピータの交換、利用者への影響の懸念など）については、**令和3年（2021年）夏から早急に更なる検討の深掘りを行う**ことが必要。
- 特定基地局を開設する携帯電話事業者（例えば、6GHz以下）は、特定基地局に係る周波数の利用できる区域において、**無線通信があまねく行われるよう無線局の開設に努める**ことが求められる。
- いわゆるプラチナバンドについては、**高層建築物などの奥や条件不利地域における無線局の開設**など広いエリアカバーの実現が求められる。

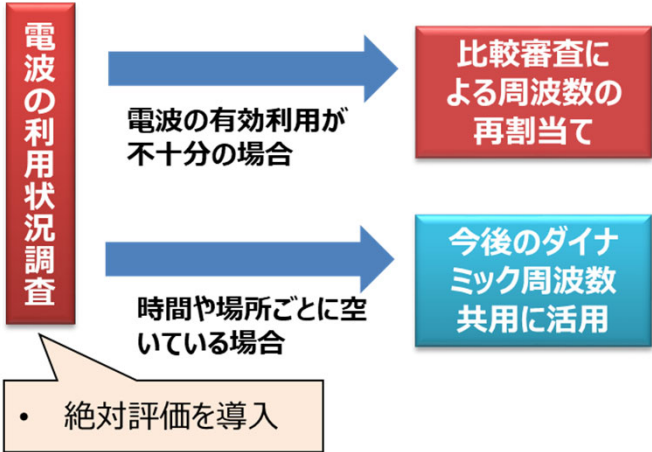
第3章 デジタル変革時代の電波有効利用方策 2. 周波数有効利用の検証及び割当ての方策

(5) BWAの見直し

- 地域BWAについて、例えば、5年後を念頭に、当該期間経過後においてもなお**利用されていない地域については、ニーズを把握した上で、例えば、全国バンド化することなどを検討することが適当。**
- データ伝送の付加的な位置付けとして、**BWAの音声利用にも認める方向で検討**することが必要。

(6) 電波の利用状況調査の改善

- 電波の利用状況調査の評価に係る透明性・客観性を担保するため、**第三者による評価について検討**することが必要。
- 携帯・全国BWAにおける各周波数の利用実態を把握するための**評価指標として、「帯域別トラヒック」を設ける**ことを検討することが必要。
- 携帯・全国BWAにおける電波の利用状況調査の結果と比較審査による周波数の再割当てをリンクさせるためには、透明で客観的な基準を定め、**絶対評価を導入**することが必要。



(7) 周波数再編の取組

- 既存の無線システムの免許人や利用者への影響を踏まえつつ、**異システム間のダイナミック周波数共有の推進、既存の無線システムの周波数移行、再編を計画的かつ着実に進めて行くことが必要。**

(8) 周波数の経済的価値を踏まえた割当手法

- 令和3年4月に初めて適用された**特定基地局開設料制度**について、**まずは本制度を着実に運用し、評価項目を含めた運用状況をしっかりと検証**していくことが必要。
- **オークション制度**については、最近の事例も含めて、諸外国の動向やメリット・デメリットも踏まえ、**引き続き、検討していくことが適当。**検討に当たっては、**オークション制度のデメリットとされている事項に対する諸外国の対応**も含め、具体的かつ総合的な事例調査を行うことが必要。

①横断的な市場分析・政策検討の実施

- 情報通信審議会情報通信政策部会に「総合政策委員会（仮称）」を設置。
- 横断的な観点から、通信・放送及びその隣接市場に関し、調査・分析し、今後の政策の方向性について提言※。

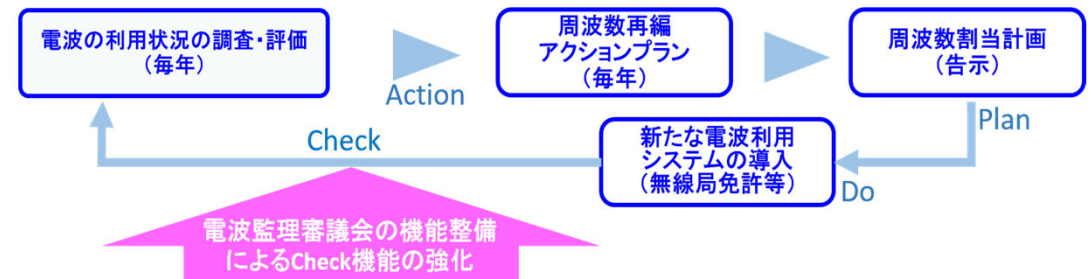
※ コンテンツ・サービス、ネットワーク、端末の各レイヤ内及びレイヤを超えた市場、技術、利用動向等について調査・分析し、今後の政策の方向性について提言

→「通信・放送総合戦略検討チーム」を設置(9月1日)

②横断的な電波の利用状況の調査・評価・提言の機能強化

- 分野横断的な周波数再編・共用等を推進するため、電波の利用状況調査について、電波監理審議会がヒアリング等を実施し、評価・提言できるよう機能強化。
- これにより、電波・放送行政の一層の透明性・公平性を確保。

【機能強化のイメージ】



③携帯電話用周波数割当てプロセスの見直し

- 携帯電話用周波数の割当てプロセスの抜本的な見直しの実現に向けて幅広く検討を実施。
- 再割当制度の導入や、割当てプロセスにおける更なる経済的価値の反映等を推進。

→「携帯周波数割当改革推進室」を設置(9月1日)

新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会の開催について

- 「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進する」(電波法第1条)観点から、我が国の携帯電話用周波数の割当方式の抜本的な見直しを行い、達成すべき条件(エリアカバー率等)を確保しつつ、経済的価値を一層反映した、周波数割当方式の実現を目指す。
- そのため、新たに検討会を開催し、諸外国の周波数割当方式を幅広く調査・分析し、オークション方式等のメリットやデメリットへの対応策等を取りまとめる。(令和3年度内に1次取りまとめを予定)
- 1次取りまとめを受け、諸外国の携帯電話用周波数割当方式のメリット等を踏まえた、我が国の新たな携帯電話用周波数の割当方式を検討する。
(令和4年7月頃に2次取りまとめを予定)

主な検討内容

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 我が国の携帯電話用周波数割当方式の検証 2 諸外国の携帯電話用周波数割当方式の調査・分析 <ul style="list-style-type: none"> (1) 諸外国の周波数割当方式の調査・分析 (2) オークション方式等のメリットの整理 (3) オークション方式等のデメリットへの対応策の整理 | <ul style="list-style-type: none"> 3 1及び2を受け、諸外国の携帯電話用周波数割当方式のメリット等を踏まえた、我が国の新たな携帯電話用周波数の割当方式の検討 4 その他 |
|--|--|

【参考】構成員

(座長)	柳川 範之	東京大学大学院 経済学研究科 教授	佐野 隆司	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 准教授
(座長代理)	高田 潤一	東京工業大学 副学長	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
	飯塚 留美	(一財) マルチメディア振興センター ICTリサーチ&コンサルティング部 シニア・リサーチディレクター	寺田 麻佑	国際基督教大学 教養学部 上級准教授
	石田 幸枝	(公社) 全国消費生活相談員協会 理事	西村 暢史	中央大学 法学部 教授
	黒田 敏史	東京経済大学 経済学部 准教授	三友 仁志	早稲田大学 国際学術院アジア太平洋研究科 教授

新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会 検討スケジュール

2021年 10月	11月	12月	2022年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
第 1 次 検 討						第 2 次 検 討			
第1回 ● 概況 (国内外の 携帯電話用 周波数割当 等)	第2回 ● ヒアリング① (有識者・事業者等)	第3回 ● ヒアリング② (有識者等) メリット・ デメリットへの 対応策の 整理 ①	第4回 ● メリット・ デメリットへの 対応策の 整理 ②	第5回 ● 1次 とりまとめ (案)	第6回 ● 1次 とりまとめ (今後の我が国の 携帯電話用 周波数割当方式 の見直しに向けた 検討課題の整理)	第7回 ● ヒアリング ③ (事業者等)	第8回 ● 対応方針 の検討	第9回 ● 2次 とりまとめ (案)	第10回 ● 2次 とりまとめ
						← (パブコメ) →			

I. 我が国の携帯電話用周波数の割当方式の検証をどのように進めるか。

II. 諸外国の携帯電話用周波数の割当方式をどのように評価するか。

1. オークション方式のデメリットとの指摘がある事項及びその対応策について

(例1) 割当て周波数の集中防止

- ・ 周波数キャップの採用

米国（2020年7月）、英国（2018年・2021年）、フランス（2020年9月）、韓国（2018年6月）

(例2) 新規参入の促進

- ・ 新規参入事業者専用のオークション対象周波数帯を設定

カナダ（2019年・2021年）

- ・ 新規参入事業者に対してのみ、オークション入札参加要件を軽減

ドイツ（2019年）

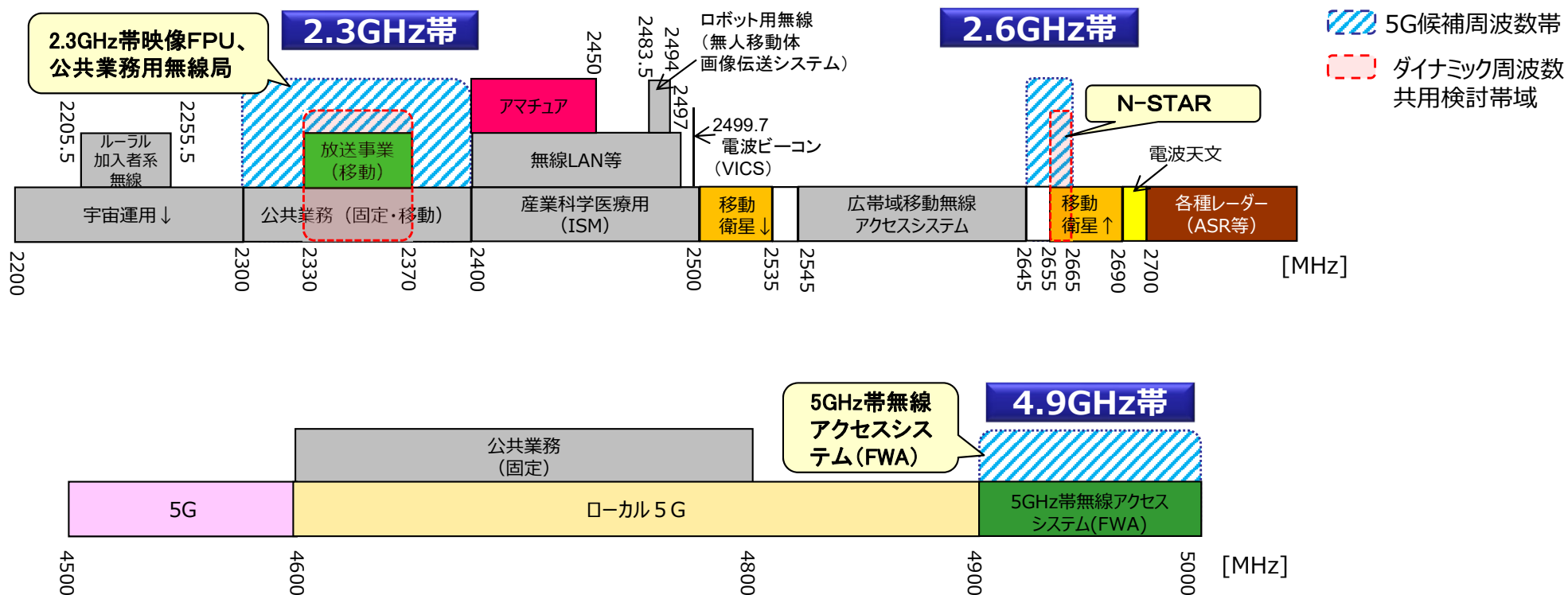
等

2. オークション方式のメリットとの指摘がある事項（電波の有効利用の促進等）について

III. 今後、増大する5G等の周波数ニーズを踏まえ、我が国の新たな携帯電話用周波数の割当方式はどうあるべきか、また、どのように検討していくか。

(参考) 5G等の普及に向けた検討対象周波数帯 (1 / 2)

周波数帯	取組方針
2.3GHz帯 (2.33~2.37GHz帯)	移動通信システムの導入に向け、令和3年4月の情報通信審議会からの一部答申を踏まえ、令和3年度中にダイナミック周波数共用システムを活用した制度整備や地理的・時間的な運用要件を踏まえた運用ルールを策定の上、割当てを実施する。また、当該システムの運用業務が令和3年度中に電波有効利用促進センターにおいて実施可能となるよう、所要の手続を進める。
2.6GHz帯 (2.645~2.665GHz帯)	平成29年度に実施した衛星移動通信システムとの共用検討の結果も踏まえ、既存無線システムへの影響に配慮しつつ、平時と災害時のダイナミックな周波数共用の適用を含め、移動通信システムの導入の可能性について検討する。
4.9GHz帯 (4.9~5.0GHz帯)	新たな5G候補周波数として、既存無線システムとの共用検討や電波の利用状況調査の結果等を踏まえ、公共業務用無線局以外の既存無線システムの移行や再編を含め、移動通信システムの導入の可能性について検討する。



(参考) 5G等の普及に向けた検討対象周波数帯 (2 / 2)

周波数帯	取組方針
26GHz帯 (25.25~27GHz帯)	新たな5G候補周波数として、当該周波数帯のうち、25.25~26.6GHz帯はダイナミックな周波数共有の適用を含め、移動通信システムの導入の可能性について検討、26.6~27.0GHz帯は既存の無線システムとの共用検討を推進するほか、終了促進措置の活用も含めた周波数再編について検討を行う。
40GHz帯 (37.0~43.5GHz帯)	新たな5G候補周波数として、既存の無線システムとの共用検討や電波の利用状況調査の結果等を踏まえ、ダイナミックな周波数共有の適用を含め、移動通信システムの導入の可能性について検討する。
その他 (24GHz帯等)	WRC-19においてIMT特定された周波数(24.25~27.5GHz、37~43.5GHz、47.2~48.2GHz、66~71GHz)のうち上記以外の周波数等についても、ITU、3GPP等における検討状況や諸外国の動向等を踏まえつつ、5Gへの割当て可能性について検討する。

